

名古屋市男女平等参画基本計画 2030(案)

— 性別にかかわらず、
個性と能力を発揮できる なごやへ —

計画期間:令和 8 年度～令和 12 年度

名古屋市

目次

第1章 基本計画の策定にあたって.....	1
1 策定の経緯.....	1
2 目的及び基本理念.....	2
3 計画の位置付け.....	2
4 計画期間.....	4
第2章 計画策定の背景.....	5
1 法律等の国の動き.....	5
2 社会の状況.....	7
第3章 計画の概要.....	18
1 計画の構成.....	18
2 重点的に取り組むテーマ.....	20
3 計画の進行管理.....	22
第4章 施策の展開.....	24
分野Ⅰ 性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現.....	24
方針1 性別にかかわる人権の尊重.....	26
方針2 性別にかかわる人権侵害の解消.....	31
分野Ⅱ 性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現.....	42
方針3 方針決定過程への女性の参画拡大.....	46
方針4 働き方改革と女性活躍の推進.....	50
方針5 ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大.....	56
方針6 地域における男女平等参画の促進.....	62
分野Ⅲ 男女平等参画意識が浸透した社会の実現.....	66
方針7 男女平等参画推進のための意識変革.....	68
第5章 計画の推進体制.....	76
1 計画の推進体制.....	76

「男女共同参画社会」と「男女平等参画」の表記について

男女共同参画社会 … 男女共同参画社会基本法に定める、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のこと

男女平等参画 … 男女平等参画推進なごや条例に定める、男女共同参画社会の実現のために女性と男性の平等とあらゆる分野への参画を推進すること

第1章 基本計画の策定にあたって

1 策定の経緯

名古屋市では、平成7（1995）年3月に「男女共同参画プランなごや」を策定し、その後も後継計画により男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

平成14（2002）年3月には、男女平等参画の推進に関する基本理念や市の施策の基本となる事項を定めた「男女平等参画推進なごや条例」を制定しました。

令和3（2021）年3月に策定した「名古屋市男女平等参画基本計画2025」の計画期間が令和7（2025）年度末で終了することから、令和6（2024）年度には、市民の男女平等に関する意識や生活実態などの経年変化を総合的にとらえ、新たな計画策定の基礎資料とするため「第10回男女平等参画に関する基礎調査」を実施し、また、市内の企業における女性活躍推進の取組の現状と課題を把握するため「名古屋市女性の活躍実態調査」を実施しました。

令和7（2025）年4月に名古屋市男女平等参画審議会に次期男女平等参画基本計画の策定に向けた基本的な方向性及び取り組むべき施策等について諮問し、同年11月に同審議会から答申を受けました。

この答申や基礎調査等を踏まえ、「名古屋市男女平等参画基本計画2030」を策定します。

■これまでの名古屋市における男女平等参画に関する計画等

策定年	計画等名称	計画期間
平成7（1995）年	男女共同参画プランなごや	平成8～平成12年度 （1996～2000年度）
平成13（2001）年	男女共同参画プランなごや21	平成13～平成22年度 （2001～2010年度）
平成23（2011）年	名古屋市男女平等参画基本計画2015	平成23～平成27年度 （2011～2015年度）
平成28（2016）年	名古屋市男女平等参画基本計画2020	平成28～令和2年度 （2016～2020年度）
令和3（2021）年	名古屋市男女平等参画基本計画2025	令和3～令和7年度 （2021～2025年度）

2 目的及び基本理念

本計画は、男女共同参画社会基本法（平成 11（1999）年施行）に掲げられている「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目的として、男女平等参画推進なごや条例（平成 14（2002）年施行）に掲げる基本理念にのっとり、男女平等参画に関する推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

男女平等参画推進なごや条例に定める 6 つの基本理念（概要）

- (1) 女性と男性の人権を尊重すること
- (2) 職場、学校、地域、家庭等あらゆる分野での方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画する機会が確保されること
- (3) 固定的な性別役割分担意識や制度・慣習等で、社会活動の多様な選択が妨げられないこと
- (4) 女性と男性が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活での活動と職場や学校、地域等での活動が両立できること
- (5) 女性と男性が、お互いの性を理解し、妊娠・出産等に関して当事者の意見が尊重され、生涯にわたって健康に生活できること
- (6) 国際的な取組を理解し、協調を図ること

3 計画の位置付け

(1) 法令上の位置付け

- ・男女平等参画推進なごや条例第 8 条において、定めなければならないと規定されている「基本計画」
- ・男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項において、定めるよう努めることと規定されている「市町村男女共同参画計画」
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項において、定めるよう努めることと規定されている「市町村推進計画」

(2) 他の計画との関連

本計画は、名古屋市の総合計画である「名古屋市総合計画 2028」（計画期間：令和 10（2028）年度まで）や、以下の個別計画等との整合性を図りながら、男女平等参画を総合的かつ計画的に推進するための施策としてまとめたものです。

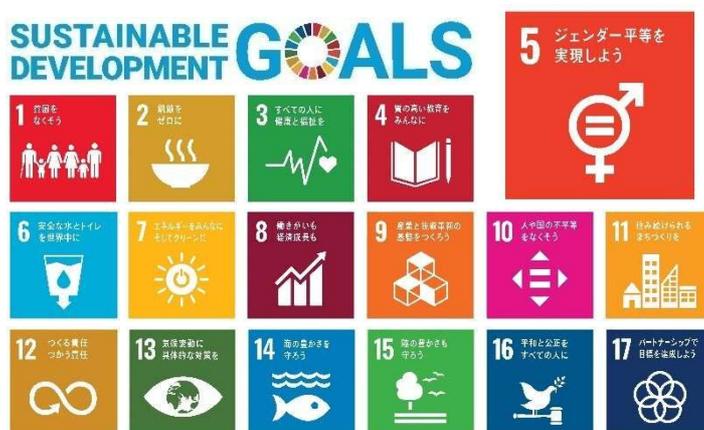
- ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」（令和 8～12（2026～2030）年度）
- ・「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029」（令和 7～11（2025～2029）年度）
- ・「なごや人権施策基本方針」（令和元（2019）年度策定）
- ・「第 5 期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画」（令和 7～11（2025～2029）年度）
- ・「名古屋市産業振興ビジョン 2028」（令和 4～10（2022～2028）年度）
- ・「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 はつらつ長寿プランなごや 2026」（令和 6～8（2024～2026）年度）
- ・「名古屋市障害者基本計画（第 5 次）」（令和 6～10（2024～2028）年度）
- ・「名古屋市 SDGs 未来都市計画」（令和 7～9（2025～2027）年度）

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）との関連について

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲載された、持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の 17 の目標です。「誰一人取り残さない」を理念に、令和 12（2030）年までの世界共通の目標として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。

SDGs は「ジェンダー平等を実現しよう」を目標 5 として掲げ、ジェンダー平等を SDGs のいずれの目標の達成のためにも不可欠なものとして位置付けています。

本計画においては、目標 5 をはじめとする全ての SDGs の達成に向けて、男女平等参画を推進していきます。



4 計画期間

令和 8 (2026) 年度から令和 12 (2030) 年度まで (5 年間)

第2章 計画策定の背景

1 法律等の国の動き

国においては、平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法を制定し、21世紀の我が国が持続的に発展し、人々が豊かに暮らしていくために女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会、すなわち「男女共同参画社会」を実現することを、最重要課題と位置づけました。

男女共同参画社会基本法に基づき、「男女共同参画基本計画（第1次）」が平成12（2000）年にはじめて策定されて以降、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。令和7（2025）年12月には「第6次男女共同参画基本計画」が策定され、計画の体系として2つの政策領域「Ⅰ男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」、「Ⅱ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」が示されています。

その他、令和3（2021）年以降の関連した法律等の動きは次のとおりです。

➤政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

令和3（2021）年の改正では、政治分野への女性の参画が諸外国と比べ大きく遅れていることから、政党や政治団体の取組促進や、国や地方公共団体の施策の強化として、セクハラ・マタハラ等への対応などが規定されました。

➤性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和5（2023）年に、性的指向及びジェンダーアイデンティティ¹の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、国民の理解の増進に関する施策の推進に関して、基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項が規定されました。

¹ 性的指向及びジェンダーアイデンティティ：性的指向とは、どのような性別の人を恋愛・性的対象とするのかを示す概念。ジェンダーアイデンティティとは、自分自身の性別をどのようにとらえているかといった、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものとされている。性的指向（Sexual Orientation）及びジェンダー（Gender Identity）の頭文字をとって、SOGI（ソジ、ソギと読む。）と表現することがあり、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）だけが持っているというものではなく、誰もが持つ性のあり方を総称する概念である。

➤ **困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**

令和 6（2024）年に、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することを目的として、発見、相談、心身の健康回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備することとなりました。

➤ **育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 改正**

令和 3（2021）年の改正では、育児休業の申出・取得を円滑にするための、雇用環境整備や妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知や休業の取得意向の確認のための措置が事業者に対して義務付けられたほか、産後パパ育休（出生時育児休業）の創設などが規定されました。

また、令和 6（2024）年の改正では、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、育児休業取得状況の公表義務の対象拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等がされました。

➤ **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 改正**

令和 7（2025）年の改正で、女性活躍推進法の有効期限が令和 18（2036）年までの 10 年間に延長され、令和 8（2026）年 4 月から男女間の賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が、常時雇用する労働者の数が 101 人以上の一般事業主等に義務付けられました。また、女性活躍の推進にあたり、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨が明確化されました。

➤ **男女共同参画社会基本法 改正**

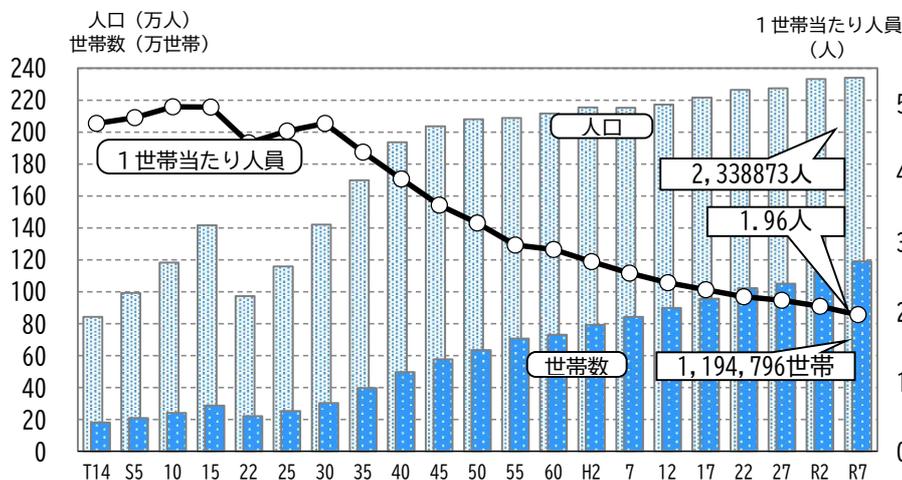
令和 7（2025）年の改正で、国及び地方公共団体の基本的施策を強化するとともに、男女共同参画センターが法的に位置づけられました。また、独立行政法人男女共同参画機構法の制定により、独立行政法人国立女性教育会館の機能を強化した独立行政法人男女共同参画機構を新設し、「センターオブセンターズ」として全国各地の男女共同参画センター等を強力に支援し女性に選ばれる地方づくりを後押しすることとなりました。

2 社会の状況

(1) 人口構造、世帯構成の変化

- ・本市の常住人口は、令和7（2025）年10月1日現在で2,338,873人となっており、増加傾向が続いていますが、世帯数も増加傾向にあるため1世帯当たりの人員は1.96人と減っています【図表1, 2】。
- ・人口構造は、年少人口（14歳以下）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、65歳以上の高齢人口が増加し、特に75歳以上の人口は令和10（2028）年頃にかけて大きく増加すると推計しています。【図表3】。
- ・世帯構成は、国勢調査では単独世帯の割合は平成22（2010）年に40.7%でしたが、令和2（2022）年には45.3%と増加しています。【図表4】。

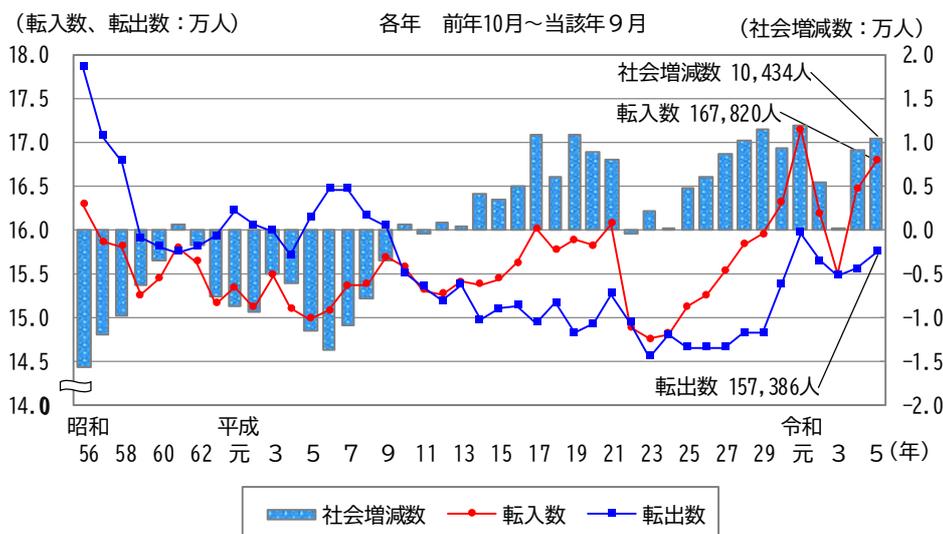
【図表1】人口と世帯数の推移(名古屋市)



※各年10月1日現在の数値

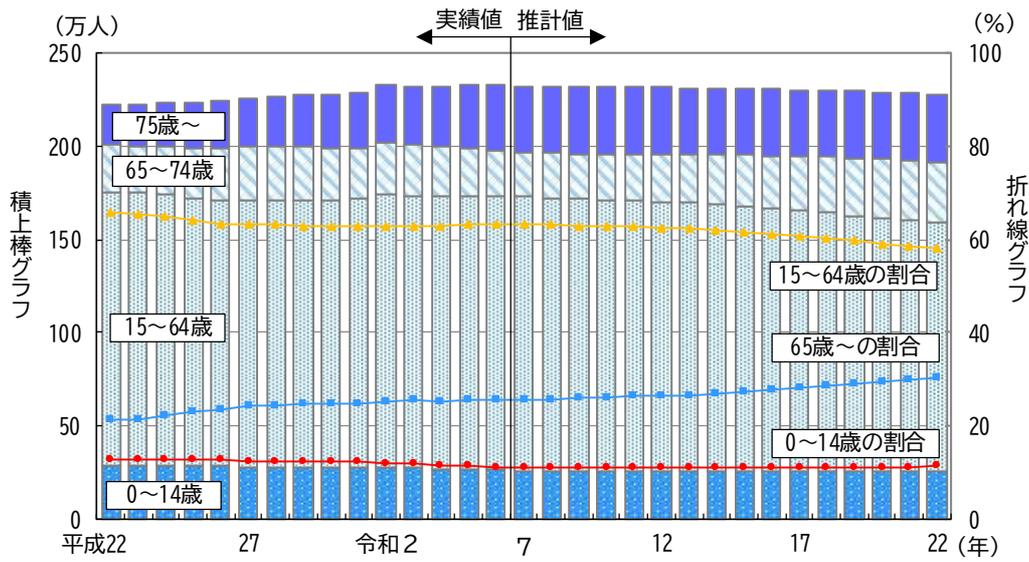
統計なごや web 版

【図表2】転入数、転出数及び社会増減数の推移(名古屋市)



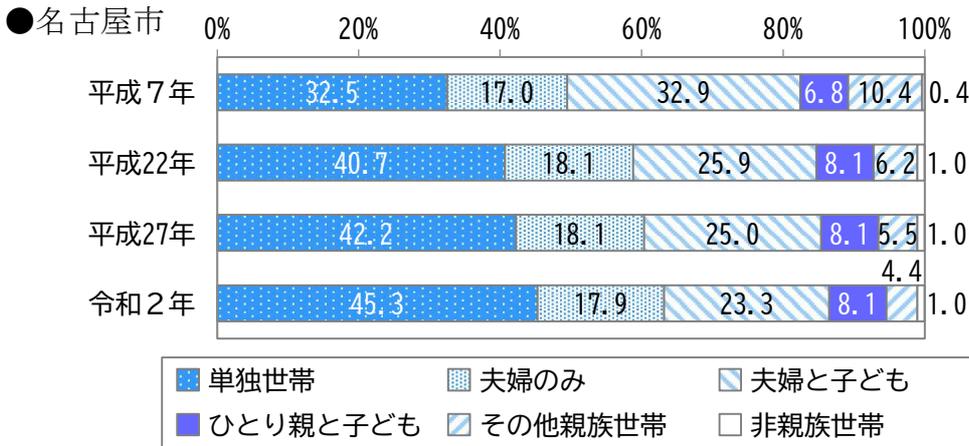
名古屋市「統計なごやWeb版」愛知県人口動向調査結果（名古屋市区分）

【図表 3】年齢構成別人口の推移と推計(名古屋市)

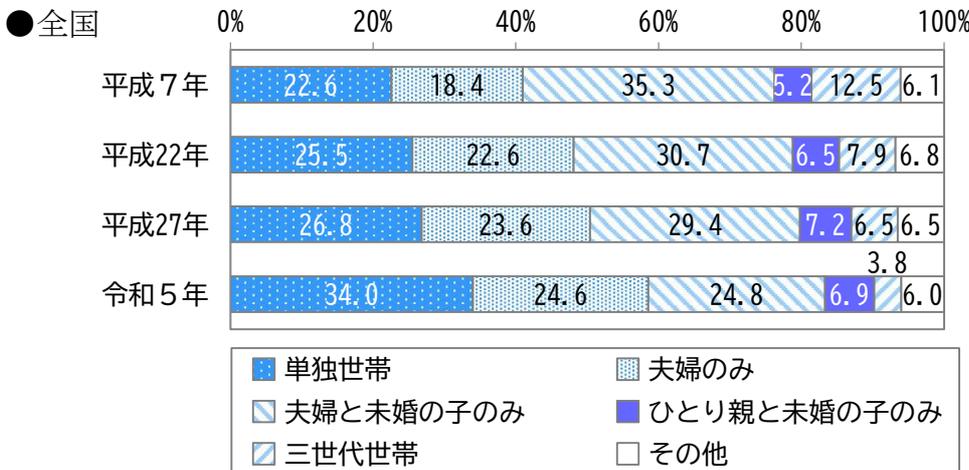


実績値 名古屋市「統計なごや Web 版」愛知県人口動向調査結果(名古屋市分)
推計値 名古屋市推計(令和5年10月1日現在)

【図表 4】世帯構造別構成割合の推移(名古屋市と全国)



令和2年 国勢調査

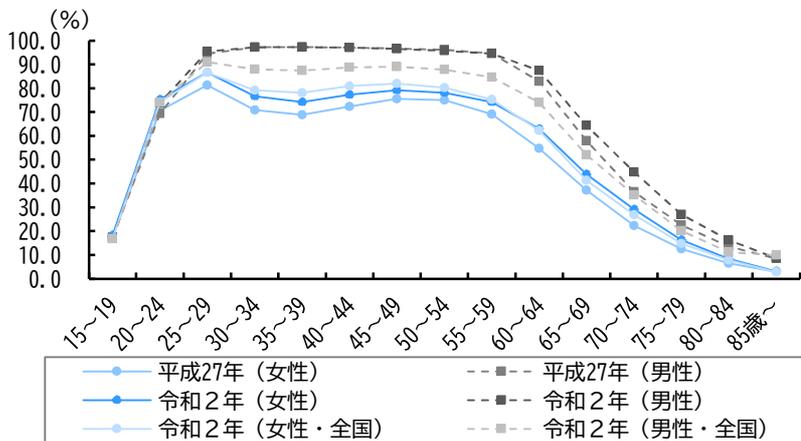


令和5年 国民生活基礎調査(厚生労働省)

(2) 就業・生活様式の変化

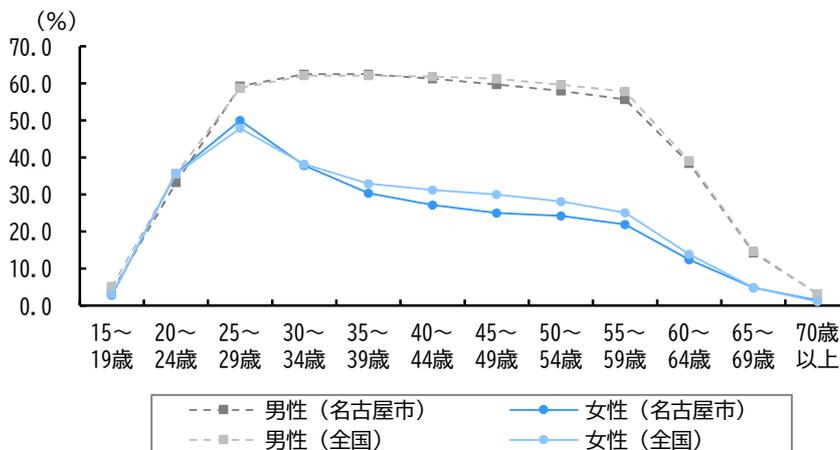
- ・女性の労働力率は、出産・育児期にあたる30～40代に低下する「M字カーブ」となっており、M字の谷は徐々に小さくなっていますが、正規雇用率は20代後半をピークに低下する「L字カーブ」となっています【図表5,6】。
- ・令和6（2024）年時点で、全国の共働き世帯数は専業主婦世帯数の3倍以上となっており、妻がフルタイムの共働き世帯数も増加傾向にあります【図表7,8】。
- ・また、有職女性が1日のうち家事に要する時間は、3時間以上が43.4%（令和6（2024）年）であり有職男性と比べて家事の負担感がうかがえます【図表9】。
- ・一方、有職男性が1日のうち家事に要する時間は、1時間未満が、平成26（2014）年の71.7%と比較すると令和6（2024）年には66.4%と減少していますが、男性の家事への参画はあまり進んでいません【図表9】。

【図表5】男女別 年齢5歳階級別労働力率(名古屋市)



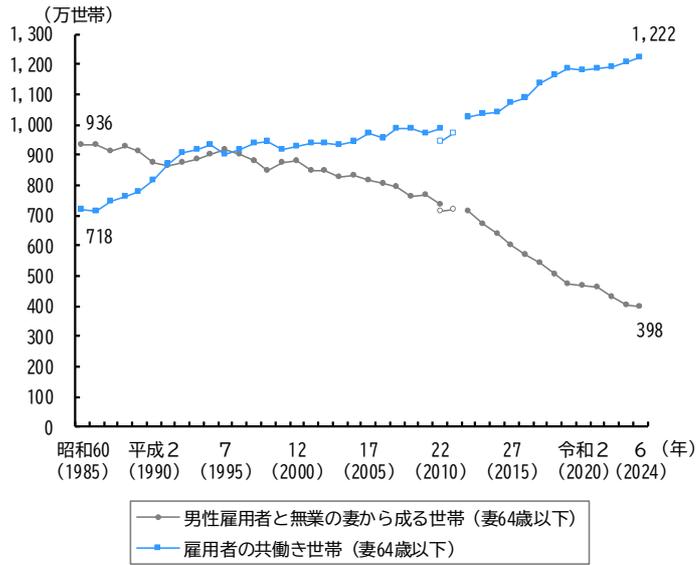
平成27年、令和2年国勢調査

【図表6】男女別、年齢5歳階級別正規雇用率(名古屋市と全国)



令和2年国勢調査

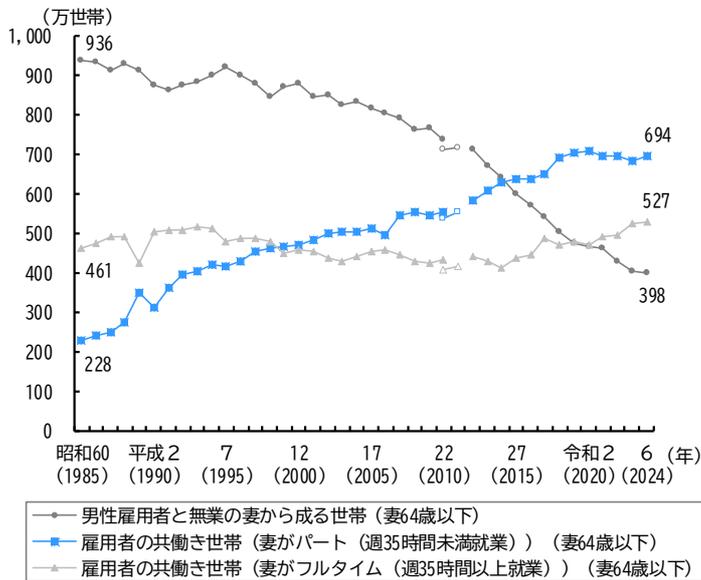
【図表 7】共働き等世帯数と専業主婦世帯数の推移(妻が 64 歳以下の世帯)(全国)



- (備考) 1. 昭和60 (1985) 年から平成13 (2001) 年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14 (2002) 年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。労働力調査特別調査と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯(妻64歳以下)」とは、平成29 (2017) 年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下世帯。平成30 (2018) 年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯(妻64歳以下)」とは、夫婦ともに非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む。)かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22 (2010) 年及び23 (2011) 年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
5. 平成23 (2011) 年、25 (2013) 年から28 (2016) 年、30 (2018) 年から令和3 (2021) 年は、労働力調査の時系列接続用数値を用いている。

令和 7 年版男女共同参画白書

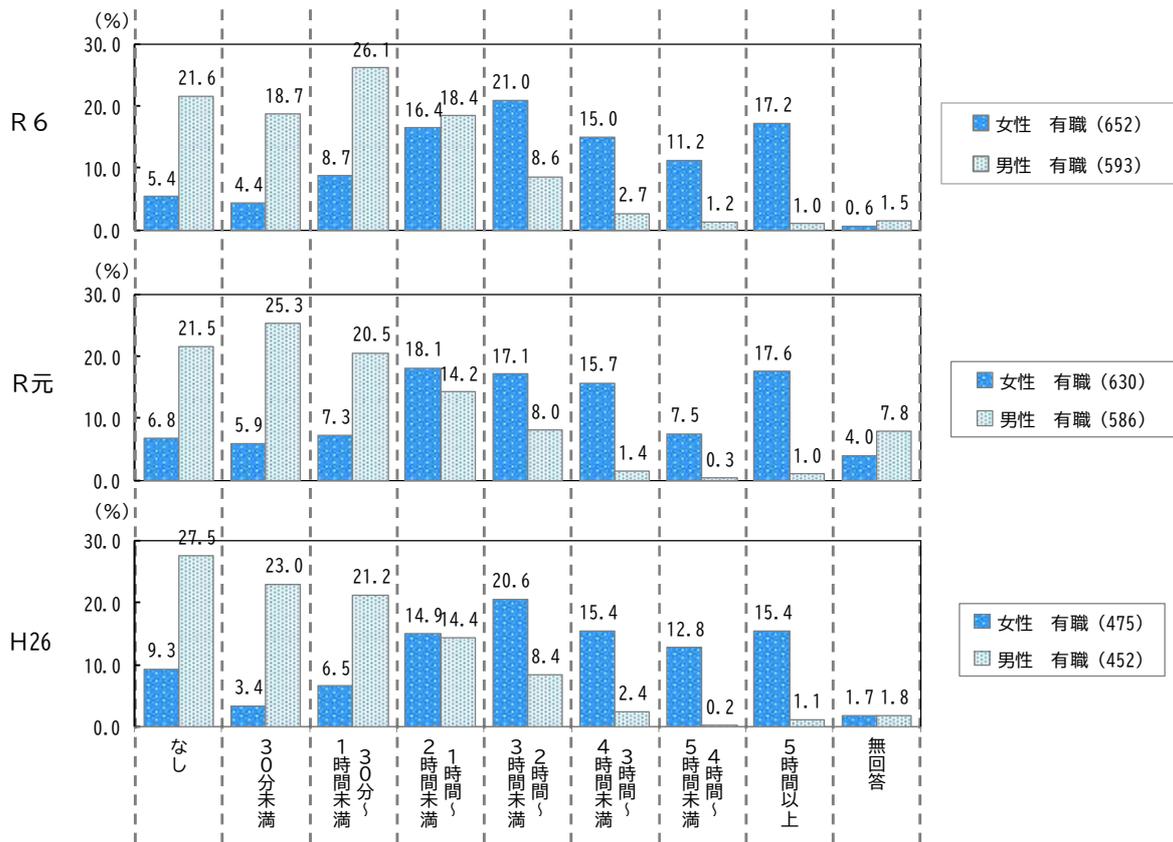
【図表 8】妻の就業時間別共働き世帯数の推移(妻が 64 歳以下の世帯)(全国)



- (備考) 1. 昭和60 (1985) 年から平成13 (2001) 年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14 (2002) 年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。労働力調査特別調査と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯(妻64歳以下)」とは、平成29 (2017) 年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下世帯。平成30 (2018) 年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯(妻64歳以下)」とは、夫婦ともに非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む。)かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22 (2010) 年及び23 (2011) 年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
5. 平成23 (2011) 年、25 (2013) 年から28 (2016) 年、30 (2018) 年から令和3 (2021) 年は、労働力調査の時系列接続用数値を用いている。

令和 7 年版男女共同参画白書

【図表 9】1日のうち家事全般(子育て・介護を含む)に要する時間(有職)(名古屋市)

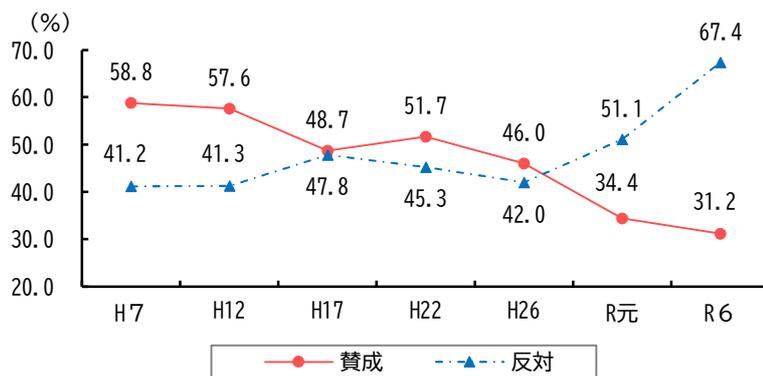


第8～10回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

(3) 意識・価値観の変化と動向

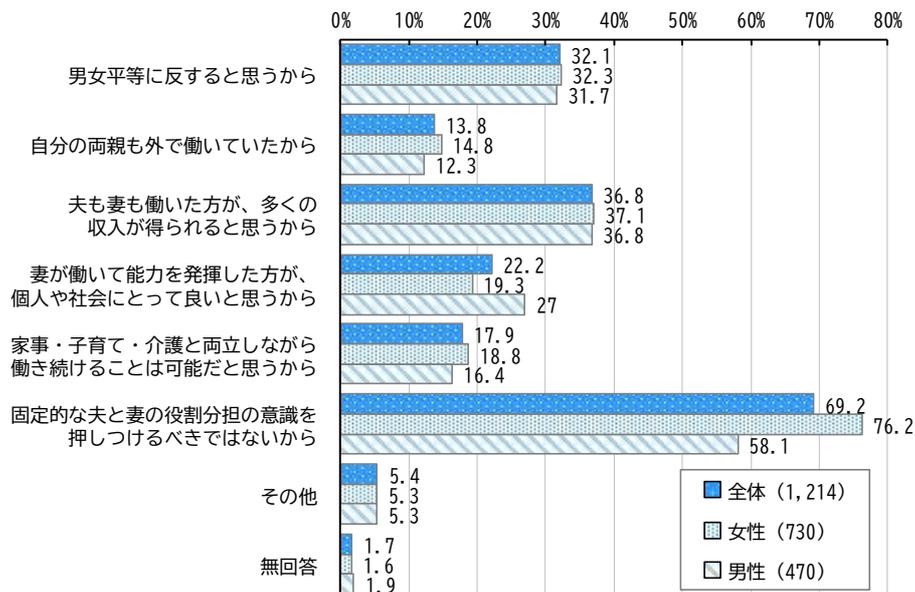
- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識について、「反対」と「どちらかといえば反対」の合計は67.4%で、その理由として「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」が全体で69.2%となっています【図表 10, 11】。
- ・家事・子育て・介護の役割分担について、男女ともに約半数(女性 52.2%、男性 42.7%)が「自分と配偶者等とで5割ずつ分担」を希望しているのに対して、実際の分担は女性に偏っています【図表 12】。
- ・男性の育児休業取得について、男女ともに8割以上が推進すべきと回答しています【図表 13】。
- ・また、未婚女性の理想も未婚男性の将来のパートナーに対する期待も「結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける(両立コース)」が令和3(2021)年では最も高くなっており、若年層が理想とする生き方は変化しています【図表 14】。

【図表 10】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方(経年)(名古屋市)



第4~10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

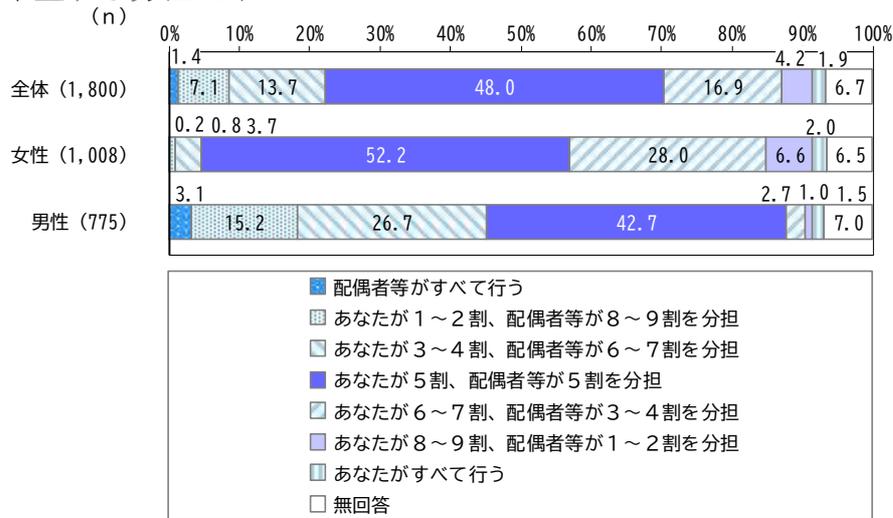
【図表 11】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する反対意見(名古屋市)



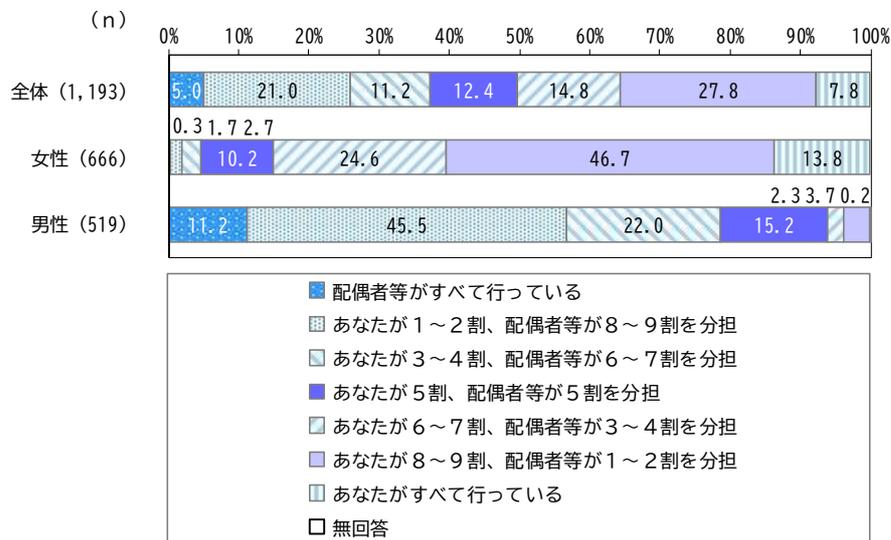
令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

【図表 12】家事・子育て・介護の役割分担(名古屋市)

●希望する分担比率

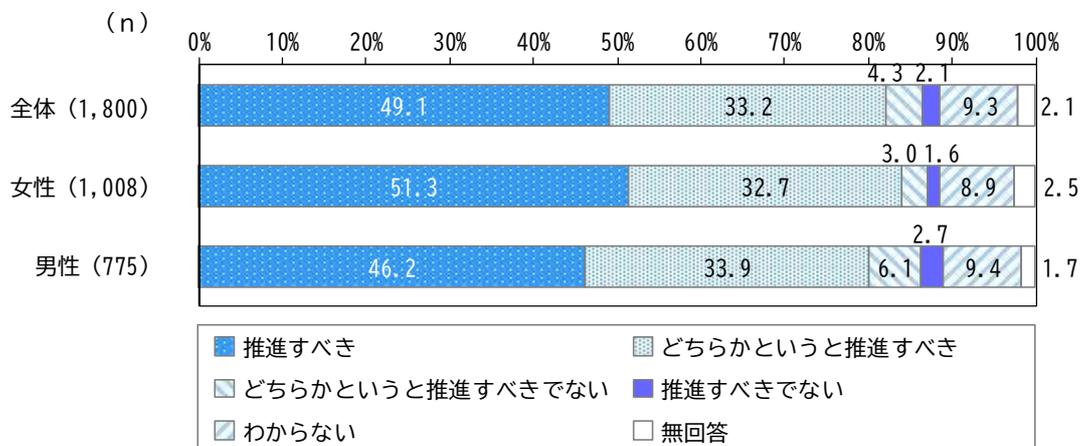


●実際の分担比率 (配偶者等と同居している方)



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

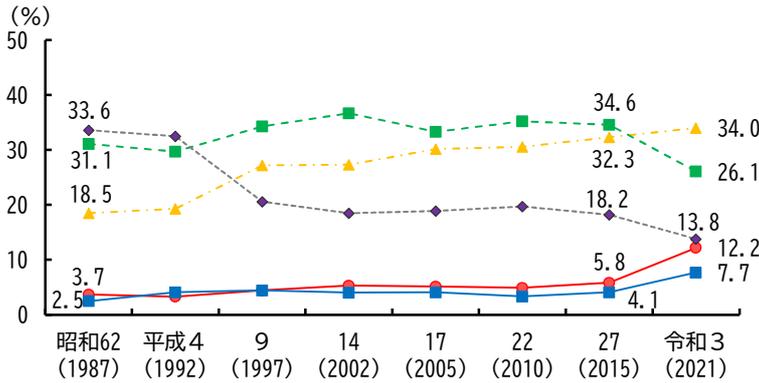
【図表 13】男性の育児休業取得についての考え(名古屋市)



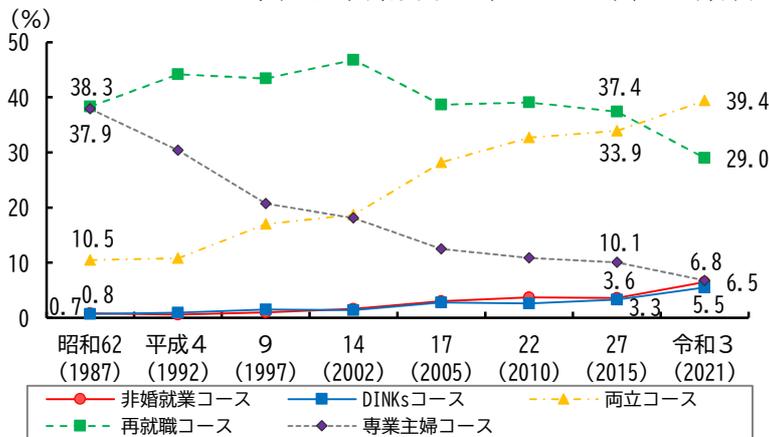
令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

【図表 14】若年層のライフコースの希望の推移(全国)

●未婚女性（18～34 歳）の理想



●将来のパートナーに対する未婚男性（18～34 歳）の期待



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(独身者調査)」より作成。
 2. 対象は18～34歳の未婚者。「その他」及び「不詳」の割合は割愛。
 3. 設問(1)女性の理想ライフコース:(第9回(昭和62(1987)年)～10回(平成4(1992)年)調査)「現実の人生と切りはなして、あなたの理想とする人生はどのようなタイプですか」、(第11回(平成9(1997)年)～16回(令和3(2021)年)調査)「あなたの理想とする人生はどのようなタイプですか」、(2)男性がパートナー(女性)に望むライフコース:(第9回(昭和62(1987)年)～12回(平成14(2002)年)調査)「女性にはどのようなタイプの人生を送ってほしいと思いますか」、(第13回(平成17(2005)年)～16回(令和3(2021)年)調査)「パートナー(あるいは妻)となる女性にはどのようなタイプの人生を送ってほしいと思いますか」。
 4. 選択肢に示されたライフコース像は次のとおり。「結婚せず、仕事を続ける」(非婚就業コース)、「結婚するが子どもは持たず、仕事を続ける」(DINKsコース)、「結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける」(両立コース)、「結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ」(再就職コース)、「結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない」(専業主婦コース)。

令和7年版男女共同参画白書

(4) 安心・安全に関わる様々な状況

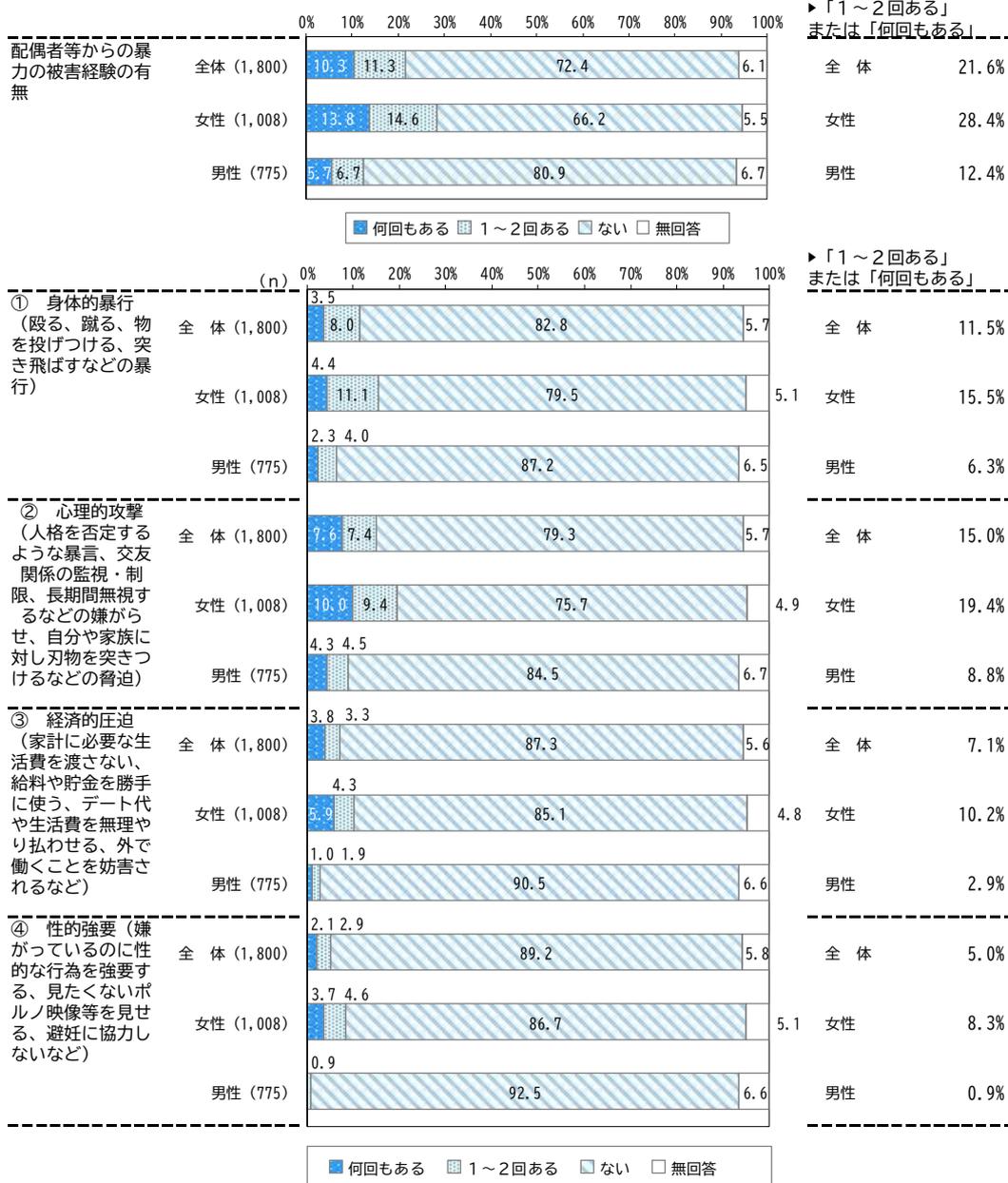
- ・女性の28.4%(約4人に1人)、男性の12.4%(約8人に1人)は、配偶者等や交際相手からの暴力(DV²)の被害経験があると回答しています【図表15】。
- ・令和4(2022)年以降、不同意わいせつ及び不同意性交等の認知件数はともに増加しています【図表16】。
- ・本市の自殺者数は、平成10(1998)年に急増し、毎年400人を超える水準で推移してきましたが、平成27(2015)年以降には300人台になるなど減少傾向にありました。

² DV(ドメスティック・バイオレンス):配偶者(事実婚や元配偶者、生活の本拠をともにする交際相手を含む。性別を問わない)からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力等も含まれる。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあってか、令和 2（2020）年から自殺者数が増加傾向となっていましたでしたが令和 6（2024）年は減少に転じました【図表 17】。

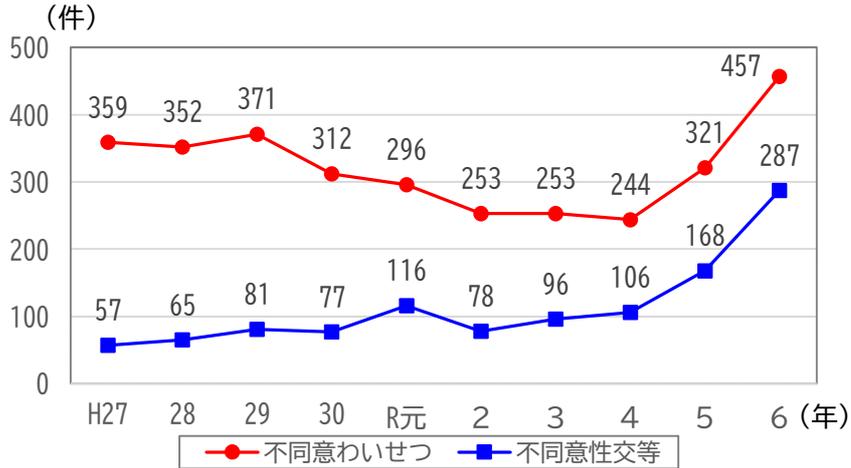
- また、自殺死亡率は全年齢階級において女性より男性の方が高く、女性では 20～29 歳が 13.2%で最も高くなっています【図表 18】。
- 防災に関して、災害発生時の避難所運営において、女性の 86.1%、男性の 73.9%が「避難者の性別によるニーズの違いに配慮が必要」と回答しました。次に回答割合が多いのは、「避難所運営、方針決定への男女の参画」、「性別により異なる悩みや問題の相談窓口の設置」で、「女性は炊き出し、男性は力仕事といった固定的な性別役割分担意識の解消」については女性の 35.6%、男性の 36.4%が必要と回答しました【図表 19】。

【図表 15】配偶者等や交際相手からの暴力被害経験率(名古屋市)



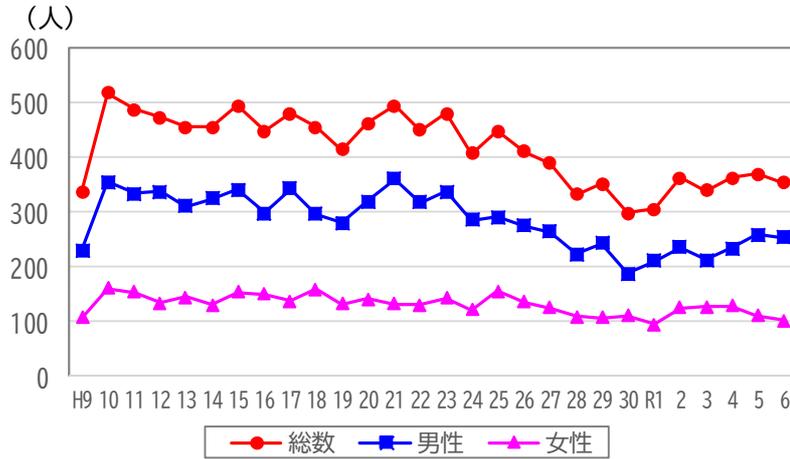
令和 6 年度 第 10 回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

【図表 16】愛知県内の性犯罪認知件数の推移



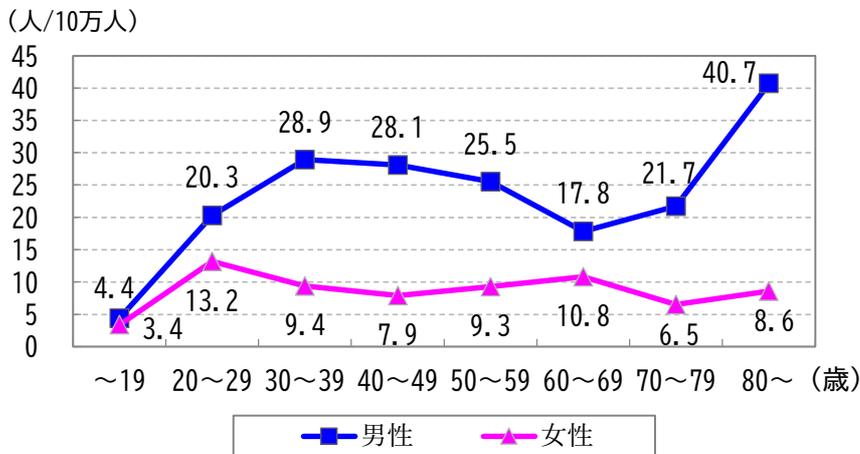
※刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）の令和5年7月施行に伴い、罪名について「強制性交等」を「不同意性交等」、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」にそれぞれ変更し、改正前の罪名は改正後の罪名で集計
令和6年度中の犯罪概況（愛知県警察本部）

【図表 17】自殺者数の年次推移(名古屋市)



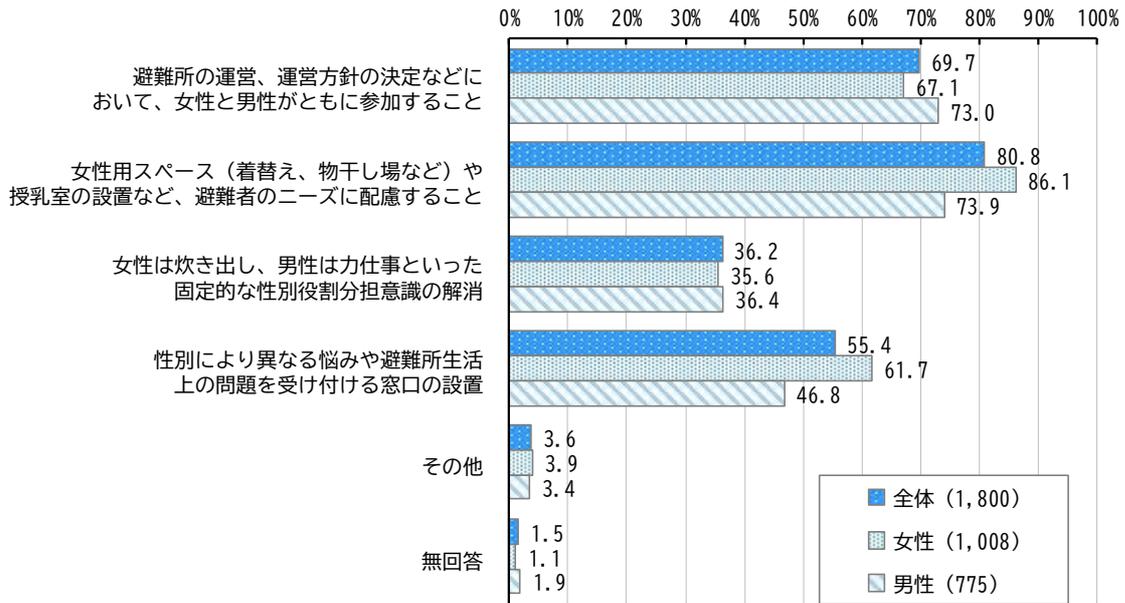
令和6年人口動態統計（厚生労働省）より健康福祉局作成（名古屋市）

【図表 18】性、年齢別自殺死亡率(名古屋市)



令和6年人口動態統計（厚生労働省）よりスポーツ市民局作成（名古屋市）

【図表 19】災害時の避難所運営で必要なこと(名古屋市)



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

第3章 計画の概要

1 計画の構成

名古屋市では、平成7（1995）年に策定された「男女共同参画プランなごや」から基本計画2025まで、男女平等参画推進なごや条例に規定する目的及び理念を踏まえた目標を掲げ、その下に目標を達成するための方針・施策や成果指標を設定し進捗管理をしてきました。

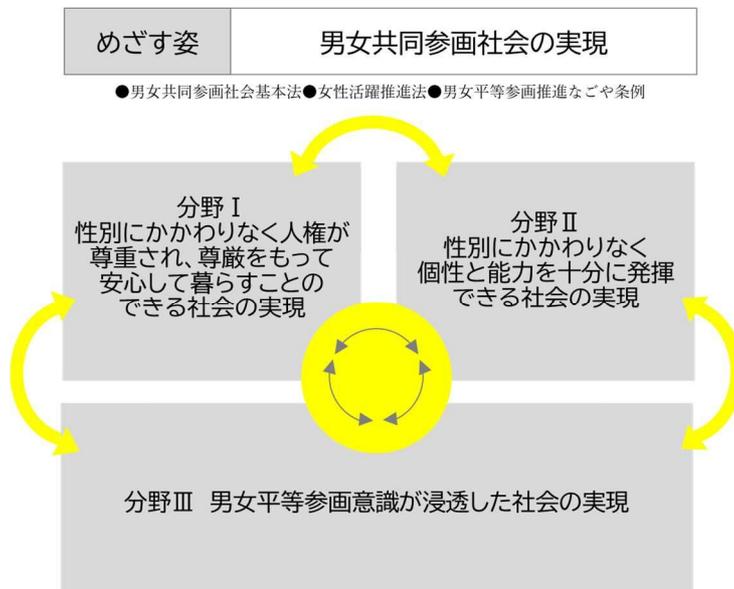
これまでの取組により、女性活躍の推進や子育て支援、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業数は増加し、男性の育児休業取得率は上昇傾向にある一方で、男女の地位の平等感や、仕事と生活のバランスが希望どおりであると感じている人の割合は後退しており、法律や制度は整えられつつあっても、個人の実感が伴っていない状況が見受けられます。

こうした状況に鑑み、本計画においては、市民の皆さまへのわかりやすさを第一に、これまでの計画の継続性を考慮しつつ、以下の3分野を新設し、体系を見直しました。

男女共同参画社会を実現するためにめざすべき社会像を分野別に具体的にし、これらの分野が互いに補完し合い、連携して機能することで、男女平等参画を推進します。

分野Ⅰ	性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現
分野Ⅱ	性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現
分野Ⅲ	男女平等参画意識が浸透した社会の実現

<概念図>



<計画の体系>

分野 Ⅰ	性別にかかわりなく人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現	方針 1	性別にかかわる人権の尊重
		方針 2	性別にかかわる人権侵害の解消
分野 Ⅱ	性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる社会の実現	方針 3	方針決定過程への女性の参画拡大
		方針 4	働き方改革と女性活躍の推進
		方針 5	ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大
		方針 6	地域における男女平等参画の促進
分野 Ⅲ	男女平等参画意識が浸透した社会の実現	方針 7	男女平等参画推進のための意識変革

2 重点的に取り組むテーマ

「名古屋市総合計画 2028」では、長期的展望に立ったまちづくりを進める上での基本方針において「誰もが幸せと希望を感じられる名古屋」を一つの視点としています。

性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現は、**女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(well-being)**につながります。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、職場や家庭、地域など幅広い分野に及び、さらには、人生のあらゆる場面において必要とされるため、分野や方針に沿って総合的かつ計画的にすすめていく必要があります。

本計画では、こうした多岐にわたる総合的な取組の推進と併せ、効果的に取組を展開するため、社会の動向や本市の取組状況、横断的な視点等を踏まえ、次の4つのテーマについて、重点的に取り組みます。

テーマ① 男女で異なる健康課題への支援(関連分野:分野Ⅰ、Ⅱ)

平均寿命の延伸や年齢構成の変化に加え、女性の就業率の上昇やライフイベント時の年齢の変化などがみられます。人生100年時代を迎える中、生涯にわたり、家庭でも仕事でも個性と能力を十分に発揮できるようにするために、身体的性差や男女で異なる健康課題について理解を深めることや、こうした健康課題に対して支援をしていくことの重要性が高まっています。また、働く女性の月経、更年期等、健康課題に起因する望まない離職等を防ぐことも重要です。

男女で異なる健康課題に着目し、健康維持や健康増進等に向けて性別や年齢に応じた支援に取り組みます。

テーマ② 社会構造に起因する貧困等困難を抱える女性への支援(関連分野:分野Ⅰ、Ⅱ)

令和6(2024)年に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されましたが、女性であることにより直面する様々な困難な問題の中でも、貧困は自立を阻む大きな要因です。賃金格差や非正規雇用化、キャリアの中断などの社会構造に起因する女性の貧困に対して取り組むことは、個人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせることにもつながります。また、DVや虐待の被害等の複合的な困難を抱える女性にとって、経済的困窮は問題解決への大きな障壁となります。

貧困等困難な問題を抱える女性への支援や、貧困の次世代への連鎖を断ち切るための支援に取り組みます。

テーマ③ 性別にかかわらず活躍できるキャリア形成支援(関連分野:分野Ⅱ、Ⅲ)

結婚・出産・介護などのライフイベントにおいて、女性の非正規雇用化やキャリア中断が依然として課題となっているほか、家事や育児の多くを女性が担っていることが、女性の活躍が進まない要因の一つとなっています。

男性の家事・育児への参画促進や、若年層が性別にとらわれず自分らしい生き方や働き方を考える機会の提供、さらにキャリア形成支援や働きやすい職場づくり等を推進し、性別にかかわらず、自らの希望に応じ、仕事と子育て・介護・社会生活等の生活と両立しながら、キャリアを形成できるよう支援に取り組めます。

テーマ④ 防災における男女平等参画の推進(関連分野:分野Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)

大規模災害の発生は、すべての人の生活を脅かしますが、とりわけ女性や子どもなど脆弱な状況にある人が多くの影響を受けます。南海トラフ巨大地震の発生が想定される本市において、男女が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を進めていく必要があります。

避難所運営における女性のニーズへの対応や女性・子どもに対する性暴力等、炊き出しや育児・介護等のケア労働の女性への偏りなど、令和6年能登半島地震や過去の災害で顕在化した課題に対する取り組みをすすめます。また、災害時に女性の意見を反映するためにも、平常時から地域における男女平等参画の促進に取り組めます。

※テーマ①から④に該当する施策には **重点施策** マークがついています。

3 計画の進行管理

本計画に基づく取組内容や目標達成の状況を確認し、着実に推進するため、「成果目標」と「成果指標」の2つの指標を設定します。5か年で達成すべき目標値を掲げ、可能な限り毎年度成果目標及び成果指標の達成状況を把握します。

また、男女平等参画推進なごや条例第9条に基づき、毎年度、男女平等参画の推進状況及び推進施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表します。あわせて、公表後、市民及び事業者の意見を反映させた評価を行い、その結果を推進施策に反映するよう努めます。

成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画全体に対して設定 ・ 本計画を推進することにより生み出される複合的な効果を測るため、男女平等参画推進に関する市民意識の変化や社会の状況から象徴的な3つの成果目標を本計画全体に対して設定 				
	<p>○ 男女の地位が平等だと感じる人の割合(社会全体) この成果目標は、制度や環境の整備等だけでなく市民が実感として「平等である」と感じているかという意識の変化を表します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">現状値</td> <td style="text-align: center;">15.6%(令和7年度)</td> <td style="text-align: center;">目標値</td> <td style="text-align: center;">23%(令和12年度)</td> </tr> </table>	現状値	15.6%(令和7年度)	目標値	23%(令和12年度)
	現状値	15.6%(令和7年度)	目標値	23%(令和12年度)	
	<p>○ 市内企業の女性管理職の割合(課長級以上) この成果目標は、本市の働く場における女性の方針決定過程への参画が十分でないという現状を踏まえ、女性の参画状況を評価する代表的な指標として設定します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">現状値</td> <td style="text-align: center;">13.4%(令和6年度)</td> <td style="text-align: center;">目標値</td> <td style="text-align: center;">国が公表する第6次男女共同参画基本計画の目標値をおく(令和11年度)</td> </tr> </table>	現状値	13.4%(令和6年度)	目標値	国が公表する第6次男女共同参画基本計画の目標値をおく(令和11年度)
現状値	13.4%(令和6年度)	目標値	国が公表する第6次男女共同参画基本計画の目標値をおく(令和11年度)		
<p>○ 1日のうち、仕事に要する時間が9時間以上である有職男性の割合 この成果目標は、本市の有職男性の約半数が、1日のうちで仕事に要する時間が9時間以上であるという現状を踏まえ、長時間労働の減少を評価することで、男性の家事・育児等への参画を促進する指標として設定します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">現状値</td> <td style="text-align: center;">48.1%(令和6年度)</td> <td style="text-align: center;">目標値</td> <td style="text-align: center;">46%(令和11年度)</td> </tr> </table>	現状値	48.1%(令和6年度)	目標値	46%(令和11年度)	
現状値	48.1%(令和6年度)	目標値	46%(令和11年度)		
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各方針に対して設定 ・ 方針に基づく施策の進捗や事業量など推進状況を把握・評価するための目標値 				

分野Ⅰ

性別にかかわらず人権が尊重され、 尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現

- 性別にかかわらず人権が尊重されることにより、すべての人が安心して暮らせることは、社会全体の活力と調和を生み出す力となります。
- 誰もが自分らしく生きられるよう、固定的な性別役割分担意識等を背景とした悩みや生きづらさへの対応をすすめるとともに、健康で豊かな生活を送ることができるよう、性差を考慮した生涯にわたる健康支援を行います。さらに、多様な生き方や、性のあり方への理解を深め、多様性を尊重する意識を育むことで、一人ひとりの人権を尊重し、性別にかかわる差別や偏見のない社会を目指します。
- DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪³・性暴力⁴などの性別にかかわるあらゆる暴力に対しては、予防のための啓発と被害者支援により人権侵害の解消を目指します。また、性別ゆえの生きづらさに加え、貧困や孤独・孤立、障害、部落差別、外国籍等の複合的な要因によって困難を抱える人々を支援します。

方針1 性別にかかわる人権の尊重

方針2 性別にかかわる人権侵害の解消

³ 性犯罪：犯罪のうち「不同意性交等、不同意わいせつ」等の性的な犯罪をいう。

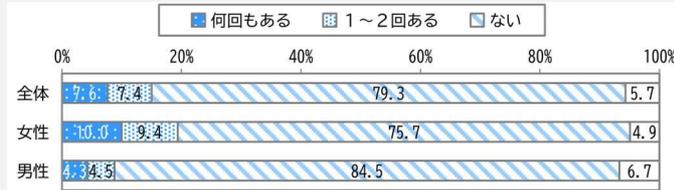
⁴ 性暴力：「性犯罪よりも意味が広く、意に反するすべての性的な言動」（性犯罪、性的虐待、配偶者からの性的暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢、盗撮等）と言われている。

現状と課題

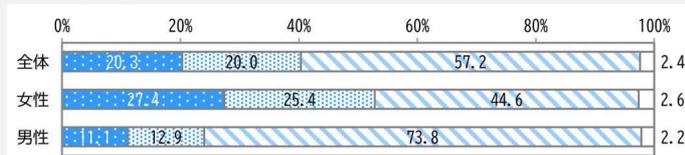
- DV、セクシュアル・ハラスメントなど性別に起因する人権侵害は依然として発生しています。
- 女性のための総合相談、女性福祉相談の件数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症に関連する相談の影響で相談件数が増加した後、令和3年度は元の水準に戻ったもののそれ以降増加傾向にあります。
- また、DVに関する相談件数は高止まりの状況で、内容も複雑で深刻なものが多くなっています。
- 令和5（2023）年に刑法改正等による性犯罪規定が変更されました。愛知県内の性犯罪認知件数は大幅に増加しています。

【図表 20】人権にかかわる被害経験(名古屋市)

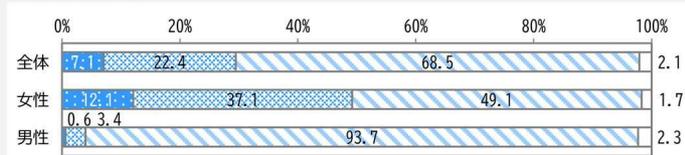
●配偶者や交際相手から暴言を吐かれること



●職場や学校などで性的な内容の言葉をかけられるなど不快な思いをしたこと

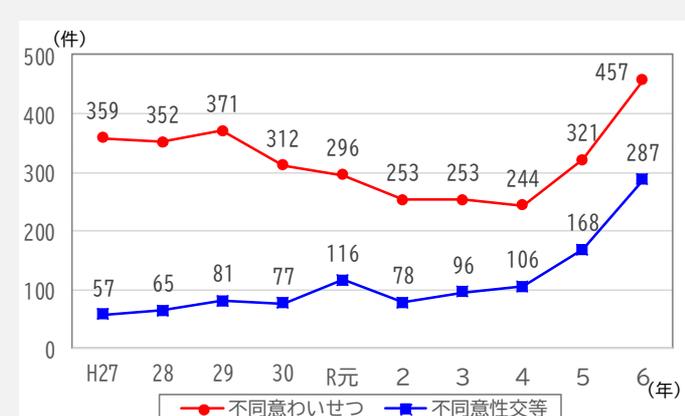


●痴漢行為

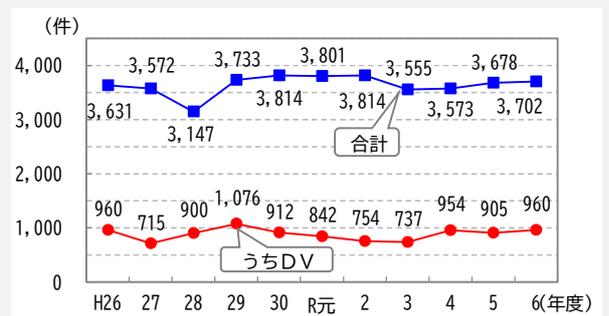


令和6年度 第10回男女平等参画基礎調査(名古屋市)

【図表 23】愛知県内の性犯罪認知件数の推移



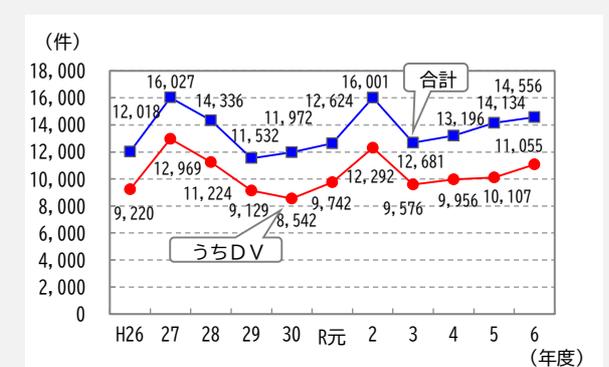
【図表 21】女性のための総合相談(名古屋市)



※相談件数は個別相談(電話・LINE・面接・専門)の件数

名古屋市スポーツ市民局調べ(名古屋市)

【図表 22】女性福祉相談件数(配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所)(名古屋市)



※相談件数には、男性からのDV相談件数を含む

令和7年度 子ども青少年局調べ(名古屋市)

※刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)の令和5年7月施行に伴い、罪名について「強制性交等」を「不同意性交等」、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」にそれぞれ変更し、改正前の罪名は改正後の罪名で集計

令和6年度の犯罪概況(愛知県警察本部)

方針1 性別にかかわる人権の尊重

職場、家庭、地域社会など様々な場面で表出する固定的な性別役割分担意識等にとらわれずに、誰もが自由に自己決定できる男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわる人権が尊重され、個人としての尊厳を保ちながら安心して暮らせることが重要です。

そのためには、家庭や職場などにおける性別役割の固定化、意思決定過程における女性の参画の遅れや働く場における男女格差など、置かれた状況の違い等を背景に生み出される、性別に起因する生きづらさや直面する様々な問題について、悩みを抱える人が男女平等参画の視点から主体的に解決をめざすことができるよう相談事業の充実に取り組みます。

また、生涯にわたり安心して暮らしていくためには、身体的性差や男女で異なる健康課題について理解の促進を図るとともに、年齢や性別に応じた支援に取り組んでいきます。

さらに、世帯構成や就業・生活様式の変化や、ライフスタイル、結婚観、家族観の多様化を前提として、これまでの固定的な家族イメージにとらわれることなく、ひとり親や事実婚・非婚など多様な生き方への理解促進に取り組んでいきます。性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）などについても、当事者の性のあり方を考慮し実質的な理解を促進します。

施策①	男女平等参画に係る相談体制の充実
施策②	性差を考慮した生涯にわたる健康支援
施策③	多様な生き方や、性のあり方(性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)等)への理解促進

成果指標

	指標	現状値	目標値
指標1	DVの相談窓口の認知度	71.2% (令和6年度)	75% (令和11年度)
指標2	がん検診受診率 (①子宮がん・②乳がん)	①66.6% ②53.3% (令和6年度)	①70% ②60% (令和12年度)
指標3	「性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)」という言葉と内容を知っている人の割合	67.1% (令和6年度)	78% (令和11年度)

施策① 男女平等参画に係る相談体制の充実

家庭や職場などで直面する性別にかかわる様々な悩みを受けとめるとともに、相談者自らが解決に向け力を発揮していけるよう自己決定を支援する相談事業の充実に取り組みます。また、広報・啓発等により相談をしやすい環境づくりに取り組むとともに、多様化・複雑化する悩みに対応できるよう相談員の育成に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
1	イーブルなごや相談室「女性のための総合相談」	相談(電話・SNS・面接・専門相談等)の実施 相談員研修の実施	スポーツ市民局
2	名古屋市男性相談	相談(電話・面接)の実施 相談員研修の実施	スポーツ市民局
3	名古屋市にじいろ相談(セクシュアル・マイノリティ相談)	相談(電話・SNS)の実施	スポーツ市民局

施策② 性差を考慮した生涯にわたる健康支援

重点施策

男女が互いの性を理解し、生涯を通じて直面する年齢や性別に応じたさまざまな健康課題について、正しい知識・情報を得て主体的に行動し自己管理できるようにするための情報提供や健康教育をすすめます。

また、性差に応じたがん対策や女性を対象とした健康相談などにより健康支援に取り組むとともに、女性の運動・スポーツ習慣者の割合が男性に比べて低いことを踏まえ、生涯を通じた健康づくりのために女性の運動・スポーツ参加を促進します。

特に、女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期で大きく変化するという特性があることから、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）⁵の視点に留意し、取組をすすめます。

主な取組		事業内容	所管局
4	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の学習・啓発	男女平等参画推進センターや女性会館等における、講座等の実施 生理に関する理解を促進するため、区役所・支所、市民利用施設等及び市立学校に生理用品を配備	スポーツ市民局 教育委員会 各局
5	性に関する適切な教育等	市内小中学校・高校・特別支援学校における、体育・保健体育の授業等を通じた性に関する指導の実施 妊娠・出産のライフプランを考え適切な行動がとれるよう、性や妊娠、健康に関する正しい知識の普及啓発により、プレコンセプションケアを推進 思春期の子どもの心身両面の健康づくりのための総合的な知識の普及・相談等（思春期保健事業）の実施	教育委員会 子ども青少年局

⁵ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）：リプロダクティブ・ヘルスとは、平成6年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツは、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出生間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

主な取組		事業内容	所管局
6	性感染症等への対策	HIV/エイズ、梅毒等の予防啓発の実施	健康福祉局
7	妊娠・出産等に関する健康支援	妊娠・出産・育児に関する健康教育・制度の普及啓発、相談、支援の実施 ・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査 ・両親学級 ・共働きカップルのためのパパママ教室 ・産前・産後ヘルプ事業 ・なごや妊娠 SOS	子ども青少年局
8	性差に応じたがん対策	性差に応じたがんの早期発見・早期治療促進のため、がん検診・健康教育等を実施 がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・前立腺がん検診 ブレスト・アウェアネス啓発事業	健康福祉局
9	生涯にわたる健康教育・健康支援	女性の健康相談窓口の設置	健康福祉局
		女性を対象としたレクリエーションスポーツ事業の実施	スポーツ市民局

施策③ 多様な生き方や、性のあり方(性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)等)への理解促進

ライフスタイル、結婚観、家族観は多様化しており、これまでの固定的な家族イメージにとらわれない生き方が広がっています。また、LGBTQ⁶をはじめとする性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)に関する社会的な認知は高まってきています。しかし、依然として偏見や無理解により、困難を抱える当事者は少なくないことから、個人の様々な生き方の選択が社会への参画の障壁にならないように、また、多様な生き方や性のあり方が尊重されるように理解促進に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
10	多様な生き方や性のあり方への理解促進に向けた意識啓発	男女平等参画推進センターにおける、講座の実施	スポーツ市民局
		なごや人権啓発センター(ソレイユプラザなごや)における講座や展示等による啓発の実施	
		女性会館、各区生涯学習センターにおける、講座等の実施	教育委員会
		市内小中学校における、人権教育推進校による研究活動の実施	
(3)	名古屋市にじいろ相談(セクシュアル・マイノリティ相談)	事業者や職員等に対する、性の多様性の理解促進のための研修等の実施	スポーツ市民局
		性の多様性への理解促進を深めるための職員ハンドブックの活用	
11	名古屋市ファミリーシップ制度	名古屋市ファミリーシップ制度の運用	スポーツ市民局

⁶ LGBTQ: 性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の総称のひとつで、Lesbian(レズビアン)性自認が女性で恋愛・性的対象が女性の人、Gay(ゲイ)性自認が男性で恋愛・性的対象が男性の人、Bisexual(バイセクシュアル)恋愛・性的対象が男性と女性の両方の人、Transgender(トランスジェンダー)出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人、Questioning(クエスチョニング)性自認や性的指向が定まっていない人、の頭文字を取ったもの。

方針2 性別にかかわる人権侵害の解消

男女共同参画社会の実現を妨げる性別に起因するあらゆる人権侵害を解消することは、極めて重要です。

DVや、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力など、性別にかかわる暴力は深刻な人権侵害であり、被害者の尊厳を著しく損なうということ、そして「暴力を許さない」ということが社会全体で共有されるよう、学校・職場・地域などあらゆる場面で広く啓発に取り組みます。

暴力による被害者に対しては、その尊厳の回復のため、被害者に寄り添った、切れ目のない支援を行います。特にDVにおいては、DV被害者だけでなく、被害者の子どもも被害や影響を受けるという視点をもって関係機関との連携を強化します。また、子どもや若者に対する性暴力等の被害は深刻な状況にあり、家族や身近な者からの被害は潜在化・深刻化しやすいことや、被害に遭っても、それを性被害であると認識できないこと等に留意し取り組みの強化を図ります。

性別にかかわる人権侵害は、社会構造に起因する貧困や孤独・孤立といった問題とも密接に関係しており、特に女性は、非正規雇用や賃金格差などにより、経済的困難に陥りやすい状況にあります。また、ひとり親家庭や障害、部落差別、外国人や外国にルーツがあることなどにより社会的困難を抱えている場合、性別ゆえの生きづらさが相まって更に複合的な困難を抱えることがあります。こうした様々な困難を抱える人々に対する理解の促進と一層の支援をすすめます。

施策④	性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等)の予防啓発
施策⑤	性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等)の被害者支援
施策⑥	様々な困難(貧困、孤独・孤立、ひとり親、障害、部落差別、外国人等)を抱える人々への支援

成果指標

	指標	現状値	目標値
指標4	DVを人権侵害と認識する人の割合	93.5% (令和6年度)	95% (令和12年度)
指標5	「デートDV」という言葉の認知度	53.4% (令和6年度)	65% (令和11年度)

施策④ 性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等)の予防啓発

DV やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力などの性別にかかわる暴力が、重大な人権侵害であることや、「同意のない性的な行為は性暴力である」という認識が社会全体で共有されるよう、性別にかかわるあらゆる暴力を許さない社会的機運を醸成するための啓発に取り組むとともに、こうした暴力の防止に向けた対策をすすめます。

また、若年層への予防啓発においては、相談窓口の周知だけでなく、デートDV⁷の防止や性的同意の重要性について、保護者など相談相手となる幅広い層も含め、SNSなどの身近で利用しやすい媒体を活用し啓発に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
12	DV、性暴力等防止に向けた啓発	女性に対する暴力をなくす運動(パープルリボンキャンペーン)の実施	スポーツ市民局
		児童虐待対策と連携した「Stop DV & 児童虐待」コラボ事業の実施 DV 等防止啓発カードの配布 DV 根絶のための意識啓発事業	子ども青少年局
13	若年層向けデート DV、性暴力等防止に向けた啓発事業	デート DV ハンドブック等を活用した啓発	スポーツ市民局
		高校等へ出張講座の実施 男女平等参画推進センターにおける講演会、セミナーの実施	教育委員会 スポーツ市民局
14	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策	男女平等参画推進センターによる企業向け研修の実施	スポーツ市民局
		職員向け意識啓発の実施 市立大学における防止対策	総務局

⁷ デートDV：婚姻関係にない交際相手との間に起こるさまざまな暴力をいう。

主な取組		事業内容	所管局
15	性犯罪・性暴力の防止対策	防犯機器電気料の補助	スポーツ市民局
		街頭犯罪抑止環境整備事業(防犯カメラ、防犯灯 LED 化の補助)	
		地下鉄における痴漢等迷惑行為防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・東山線及び名城線・名港線での女性専用車両の運行 ・東山線の既存車両や名城・名港線の新型車両への車内カメラの設置 ・駅のホームやトイレ出入口など安全対策上必要な箇所へのカメラの設置 ・車内駅構内における、痴漢等迷惑行為防止に向けた啓発の実施 	交通局
		学校等における子どもの性暴力防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員等向け研修の実施 ・保護者・児童等への周知・啓発 ・早期発見のための措置 ・環境整備 	教育委員会 子ども青少年局

施策⑤ 性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクハラ、性暴力等)の被害者支援

DV など性別にかかわる暴力の被害者の相談・支援にあたっては、民間団体も含め関係機関との連携協力のもと、被害者の保護から自立支援までの各段階にわたり、安心と安全に配慮した切れ目のない支援を実施します。また、子どもや若者の被害を早期に発見し、支援するため、体制の強化や支援の充実などに取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
16	DV 被害者等への相談・支援	配偶者暴力相談支援センターや社会福祉事務所における、切れ目のない相談及び支援の実施	子ども青少年局
17	子ども・若者を虐待や性暴力等から守るための支援	児童虐待防止における関係機関との連携 ・なごやこどもサポート連絡協議会、なごやこどもサポート区連絡会議の開催 児童相談所の体制強化 社会福祉事務所における児童虐待等の機能強化 相談(「なごやっ子SOS」)の実施 児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等の実施	子ども青少年局
		子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等の学校現場への配置(「なごや子ども応援委員会」の運営)	教育委員会
		教育と福祉の連携による支援の充実 ・スクールソーシャルワーカーの全区役所・支所への併任 ・スクリーニングの実施 ・児童相談所兼務児童福祉司等のスクリーニングへの参加、福祉的支援の実施	子ども青少年局 教育委員会
		若年女性へのアウトリーチ事業の実施	子ども青少年局
		こども・若者シェルター設置に向けた検討	子ども青少年局
		ワンストップ支援センター等関係機関との連携	スポーツ市民局 子ども青少年局

主な取組		事業内容	所管局
(1)	イーブルなごや相談室「女性のための総合相談」	女性の自立のためのグループプログラム等の実施	スポーツ市民局
18	犯罪被害者等支援事業	総合支援窓口の運営や経済的・精神的支援、二次的被害の防止に向けた広報啓発・人材育成の実施	スポーツ市民局
19	職員研修・支援者育成	女性に対する暴力防止に関する職員研修の実施	スポーツ市民局
		職員及び民間支援者の研修(DV 被害支援者スキルアップ研修)の実施	子ども青少年局
20	庁内及び関係機関・民間団体との連携	DV 被害者支援協議会 兼 女性支援調整会議の開催	スポーツ市民局
		庁内連絡会議の開催	子ども青少年局

()は再掲

施策⑥ 様々な困難(貧困、孤独・孤立、ひとり親、障害、部落差別、外国人等)

を抱える人々への支援 **重点施策**

貧困や差別・偏見など生活上の困難に直面している人々は、それぞれが抱える困難に加え、性別ゆえの生きづらさが重なり、複合的に困難な状況に置かれています。これらの様々な困難を抱える人々が、安心して暮らすことができるよう、男女平等参画と人権尊重の視点に立って、貧困、孤独・孤立、ひとり親、障害、部落差別、外国人等への理解促進とそれぞれの状況に応じた支援をすすめます。

主な取組		事業内容	所管局
21	経済的自立に向けた支援等	男女平等参画推進センターにおける、女性の就労支援に関する講座、セミナー等の実施	スポーツ市民局
		なごやジョブサポートセンターにおける、求職者への就職準備セミナー等の実施	経済局
		仕事・暮らし自立サポートセンターにおける、生活困窮者の自立を支援するための総合的な支援の実施 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の支給 ・就労準備支援 ・就労訓練 ・家計改善支援 ホームレスや住まいを失った方への宿所及び食事の提供、生活相談、職業相談などの自立を支援するための支援の実施	健康福祉局
		社会的自立に困難を有する若者に相談から就職、職場定着まで一貫した総合的な支援を実施するため、子ども・若者総合相談センターにおいて伴走型支援を行うほか、若者・企業リンクサポート事業による支援等を実施	子ども青少年局

主な取組		事業内容	所管局
22	孤独・孤立に対する支援	孤独・孤立で困難や不安を抱える女性のためのつながりサポート事業の実施	スポーツ市民局
		孤独・孤立対策事業 ・孤独・孤立対策に関するポータルサイトの運営 ・分野を超えた連携や協働を図る官民連携プラットフォームの設置 ・広報啓発の実施	健康福祉局
23	ひとり親家庭への精神的な支援	ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施 ジョイナス、ナゴヤにおける心理カウンセリングや、セミナー等の実施	子ども青少年局
24	ひとり親家庭への経済的自立に向けた支援	愛知母子・父子福祉センター及びひとり親家庭就業自立センター(ジョイナス、ナゴヤ)における就業支援の実施	子ども青少年局
		養育費相談等の実施 養育費・親子交流等に関するセミナーの実施 公正証書作成費用補助事業の実施 養育費保証料補助事業の実施	子ども青少年局

主な取組		事業内容	所管局
24	ひとり親家庭への経済的自立に向けた支援	自立支援給付金事業の実施	子ども青少年局
		児童扶養手当の支給	子ども青少年局
		母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付/ 名古屋市寡夫福祉資金貸付金の貸付	子ども青少年局
		ひとり親家庭手当	子ども青少年局
		ひとり親家庭等医療費助成	子ども青少年局
		生活支援事業の実施	子ども青少年局
		ひとり親家庭等への大学受験料等補助 ・大学受験料等補助 ・模試費用補助	子ども青少年局
		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	子ども青少年局
		中学生の学習支援事業	子ども青少年局 健康福祉局

主な取組		事業内容	所管局
25	障害者等への支援	市立大学における、ユニバーサルデザインの教育・研究の実施	総務局
		意識のバリアフリーを推進するための広報・啓発事業の実施	健康福祉局
		障害者差別解消の推進に係る事業の実施	健康福祉局
		障害者虐待相談支援事業の実施	健康福祉局
		障害種別に関わらず、すべての障害に対してワンストップで対応するための障害者基幹相談支援センターの運営(各区1か所)	健康福祉局
		障害者就労支援センター等への運営補助	健康福祉局
		地域生活支援拠点事業の実施	健康福祉局
		発達障害者支援センターの運営等の支援	子ども青少年局
		意識啓発を図る講座等の実施	教育委員会
		障害への偏見や差別をなくすための理解啓発活動や体験を重視した交流活動などの実施	教育委員会

主な取組		事業内容	所管局
26	部落差別の解決に向けた支援	文化センターにおける、相談事業(生活相談、健康相談、法律相談等)の実施	スポーツ市民局
		なごや人権啓発センター(ソレイユプラザなごや)における、人権擁護委員と連携した人権相談の実施	スポーツ市民局
		部落差別の解決に向けた市民の自主的活動や取組支援及び意見交換の実施	スポーツ市民局
		教育集会所における、生活相談や健康相談の実施	教育委員会
27	外国人や外国にルーツを持つ方への支援	国際センターにおける、外国人への情報提供	観光文化交流局
		外国人のための相談事業(行政相談、法律相談、税務相談等)の実施	観光文化交流局
		外国籍のDV被害者及び児童相談所における外国人の子どもに対する、通訳派遣による支援の実施	子ども青少年局

分野Ⅱ

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現

- すべての人が、あらゆる分野で、性別にかかわらず自分らしい生き方や働き方を選択できることは、多様性が尊重され、生きがいを感じられる社会の実現のために不可欠であるとともに、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できることで、社会全体の活力と多様性の向上につながります。
- あらゆる分野において、男女が対等な関係性を構築するためには、女性が方針決定過程に参画することが何よりも重要です。
- 仕事と育児・介護等の両立だけでなく、健康上の課題を抱えながら働く人が仕事を続けられるようになることなど、働き方を見直し、誰もが働きやすい職場環境を整えることは、女性の活躍を後押しすることにつながります。
- また、家庭生活への育児・介護支援の充実や、女性に偏りがちな家事・育児・介護等への男性の参画を促進することで、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
- 地域活動や防災の分野においても男女平等参画を促進することで、多様化する地域課題・ニーズへの対応とともに地域の活性化につなげます。

方針3 方針決定過程への女性の参画拡大

方針4 働き方改革と女性活躍の推進

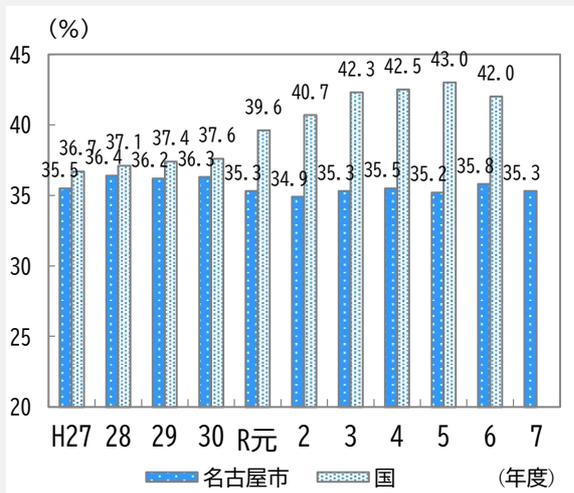
方針5 ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大

方針6 地域における男女平等参画の促進

現状と課題

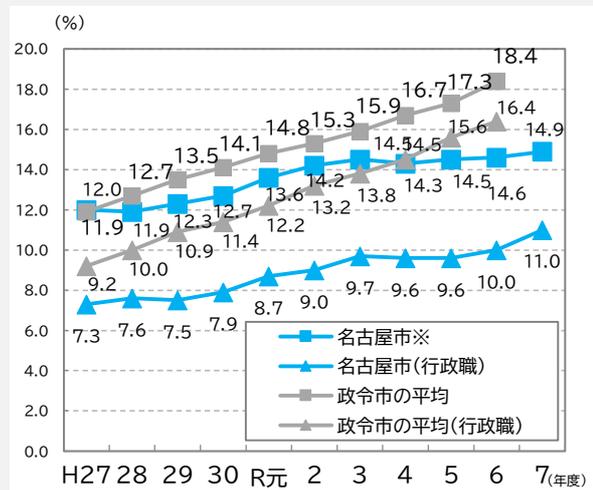
- 市の審議会等は、市政の政策形成に多様な視点を取り入れるために設置されていますが、審議会等における女性比率は長期にわたり横ばい傾向にあり、2025（令和7）年4月時点で35.3%に留まっています。
- 市職員の女性の管理職比率は徐々に上昇してきましたが、2024（令和6）年度は14.6%であり、政令市の平均を下回っています。
- 就業構造基本調査（2022(令和4)年）によれば、名古屋市では非正規就業者の割合が、男性21.4%に対して、女性は53.0%と高くなっています。
- また、国の賃金構造基本統計調査（2024(令和6)年）では、男女の賃金格差について、男性一般労働者の給与水準を100とした時、女性一般労働者は75.8に留まっている状況です。

【図表 24】審議会等への女性の登用状況の推移
(名古屋市と全国)



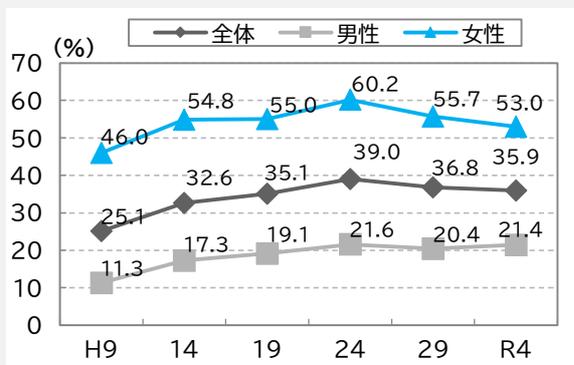
令和7年度 スポーツ市民局調べ(名古屋市)

【図表 25】市職員における管理職女性比率
(名古屋市と政令市)



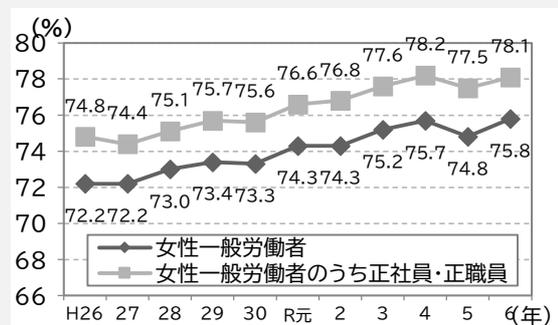
※教員・消防職を除く全職種(消防長は含む) 令和7年度 総務局調べ(名古屋市)
令和6年度地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況(内閣府)

【図表 26】男女別非正規就業者割合の推移
(名古屋市)



令和4年 就業構造基本調査 名古屋の就業構造(名古屋市)

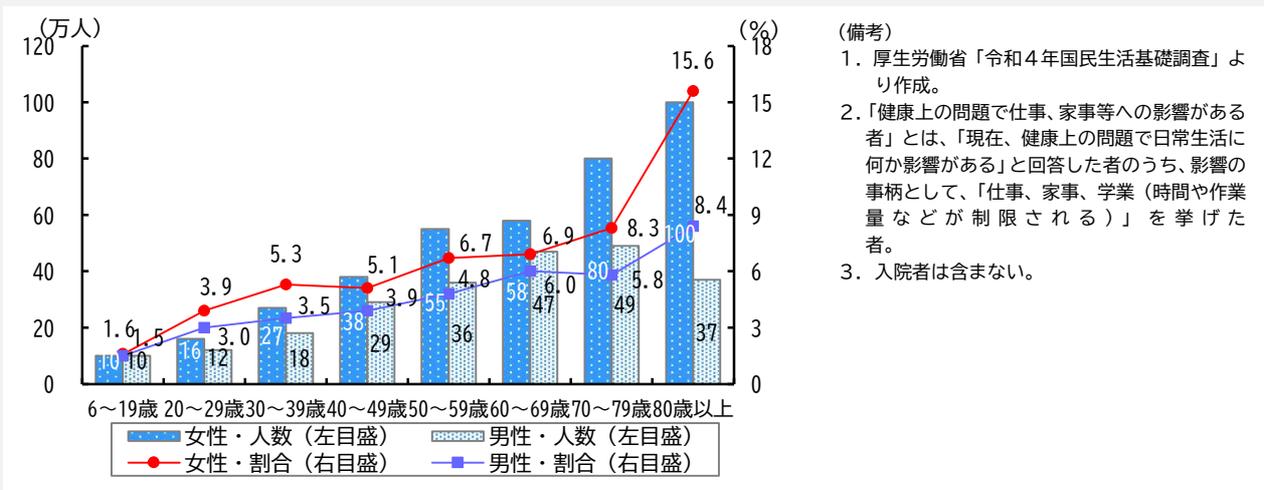
【図表27】男女間所定内給与格差の推移
(男性の所定内給与=100)(全国)



※「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者をいう。
※「短時間労働者」は、常用労働者のうち、一般の労働者よりも1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。
※「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。
※所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額を算出している。
令和6年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

- 健康上の問題で仕事、家事等への影響がある人は、2022（令和4）年時点で621万人となっており、このうち女性が384万人（61.8%）となっています。年代別にみると、30代、50代及び70代以上で男女差が大きくなっています。
- 長時間労働について、基礎調査では子育て期と思われる30～40代の男性で1日9時間以上働いている割合は、30歳代が56.1%（女性は23.2%）、40歳代が65.2%（女性は33.5%）と長時間労働をする人の割合が高い状況です。
- 「家事・子育て・介護の役割分担」について、希望する分担は男女ともに「自分と配偶者等とで5割ずつ分担」が最も多くなっていますが（女性52.2%、男性42.7%）、実際の分担は女性に偏っている状況です。

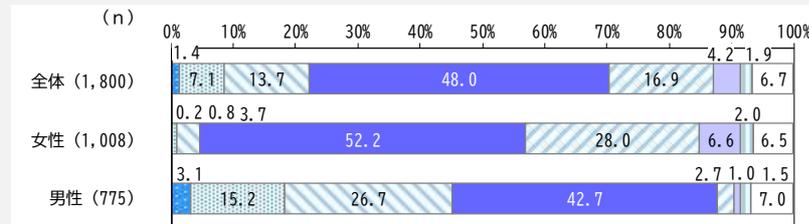
【図表 28】健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者の数および割合の推移(全国)



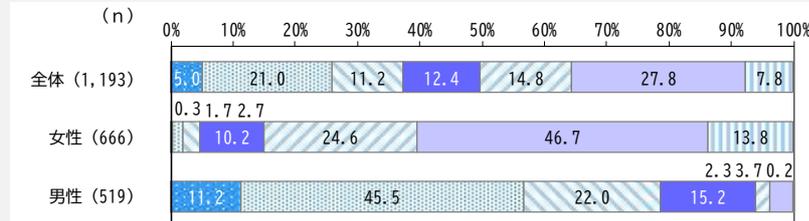
令和6年度版 男女共同参画白書

【図表 29】家事・子育て・介護の役割分担(名古屋市)

●希望する分担比率



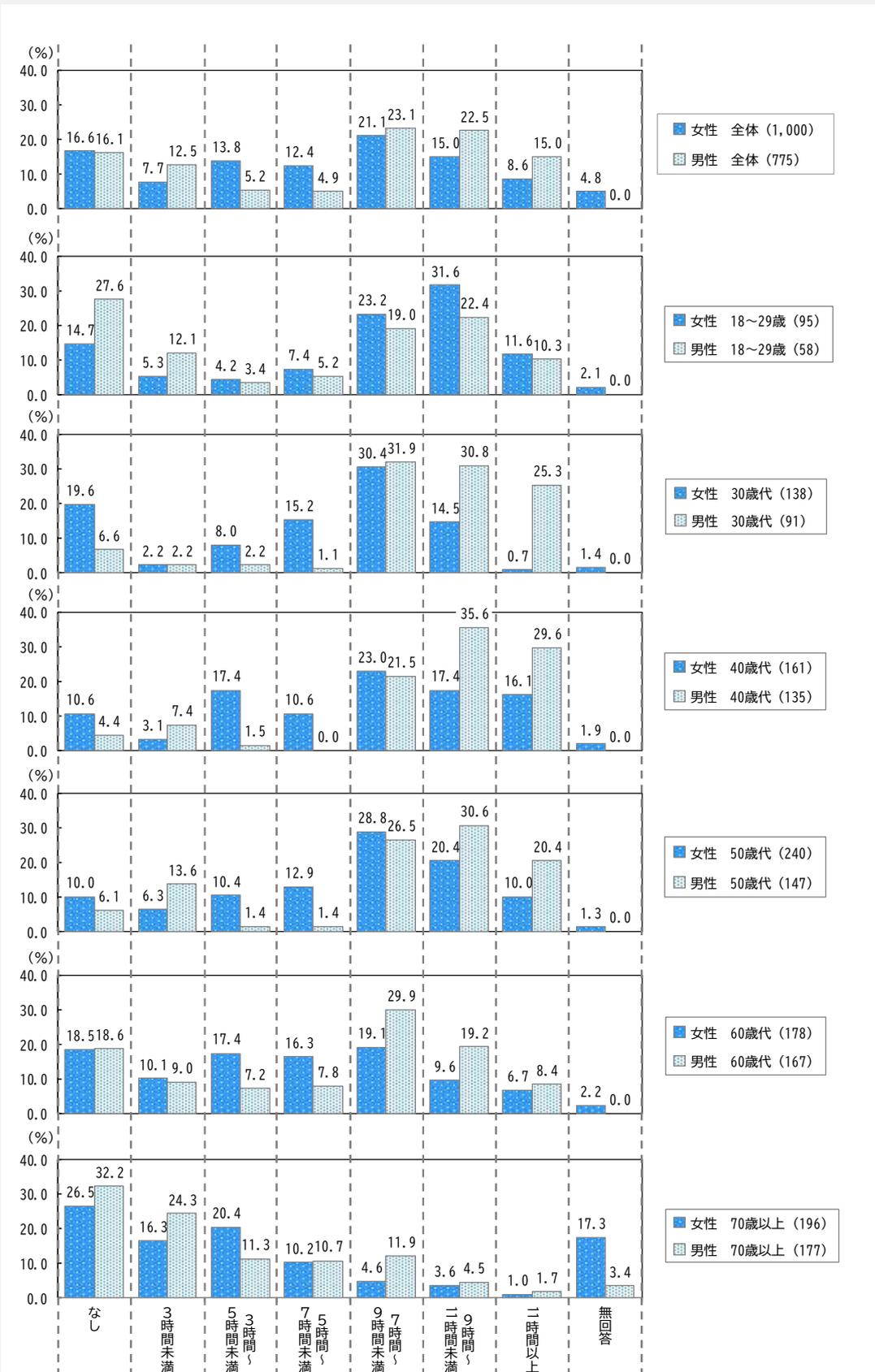
●実際の分担比率(配偶者等と同居している方)



- 配偶者等がすべて行う
- あなたが1～2割、配偶者等が8～9割を分担
- あなたが3～4割、配偶者等が6～7割を分担
- あなたが5割、配偶者等が5割を分担
- あなたが6～7割、配偶者等が3～4割を分担
- あなたが8～9割、配偶者等が1～2割を分担
- あなたがすべて行う
- 無回答

令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

【図表 30】1日のうちで仕事に要する時間(名古屋市)



令和6年度 第10回男女平等参画基礎調査(名古屋市)

方針3 方針決定過程への女性の参画拡大

地域社会や企業など、社会におけるあらゆる場面の方針決定過程に男女が対等に参画することは、人権を尊重する上で必要であるとともに、多様な視点の確保や新たな発想をもたらし、すべての人が暮らしやすく、働きやすい社会の実現や持続的な発展にもつながります。

しかしながら、各分野の方針決定過程において女性の数は徐々に増えてはいるものの、依然として男女の対等な参画には至っていない状況です。

地域社会や企業などに対して方針決定過程への女性の参画に向けた情報提供や学習機会を確保するとともに、女性が方針決定過程への参画に意欲がもてるよう支援します。こうした取組をとおして、さまざまな場面において方針決定過程への女性の参画の拡大を進めます。

また、社会の構成員の半分を占める女性の意見が十分に反映されるよう、社会的にも影響の大きい市役所自らが率先して、審議会等への女性委員の登用や方針決定過程への女性職員の参画に、より一層取り組んでいきます。

施策⑦	市政等における女性の方針決定過程への登用推進
施策⑧	地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大
施策⑨	企業等における女性の方針決定過程への参画拡大

成果指標

	指標	現状値	目標値
指標6	市の審議会等への女性委員の登用率	35.3% (令和7年4月)	40%以上 60%以下 (令和12年度)
指標7	市職員の女性管理職員の割合 ※消防職・教員を除く	14.9% (令和7年4月)	20% (令和12年4月)
指標8	市立学校園の校(園)長・教頭に占める女性の割合	21.2% (令和7年4月)	22% (令和12年4月)

施策⑦ 市政等における女性の方針決定過程への登用推進

名古屋市域において、さまざまな場面での方針決定過程に女性の参画を進めていくためには、市役所自らが率先して取り組み、その取組を発信していくことが必要です。

市民生活に大きな影響を与える市の施策や、男女平等参画意識の醸成の基盤である学校教育等に多様な視点を取り込まれるよう、女性職員の職域拡大やキャリア形成に関する研修・情報提供などにより市職員の女性管理職への登用を推進します。

また、市政の政策形成に多様な視点を取り入れるために設置されている審議会等への女性委員の登用率を高めるための支援や働きかけを行います。

主な取組		事業内容	所管局
28	審議会等への女性委員の登用促進	審議会等への女性委員の登用促進(目標値 40%以上 60%以下) ・登用率 35.3%(令和7年4月) 女性委員ゼロ審議会の解消 ・3 審議会(令和7年4月)	スポーツ市民局
29	市職員の管理職等への女性の登用促進	職域の拡大や積極的な登用を推進する取組みの実施 ・管理職に占める女性職員の割合(消防職・教員除く)14.9%(令和7年4月) ・課長補佐級職員に占める女性の割合(消防職・教員除く)20.1%(令和7年4月) ・市立学校園の校(園)長・教頭に占める女性の割合 21.2%(令和7年4月) ・女性の課長補佐昇任選考受験率(消防職・教員除く全職種・コースⅠ)2.2%(令和6年度) ・「第2次試験受験延期制度」、「昇任延期制度」及び「一時降任制度」の実施	総務局 人事委員会 教育委員会
30	市立大学における女性活躍の促進	市立大学における女性教員比率向上のためのポジティブ・アクションの推進 ・女性教員比率 27.9%(令和7年4月)	総務局
31	市女性職員の能力開発・活用推進	キャリア形成支援やサポート体制の充実 キャリアアップ推進研修 ・女性職員のキャリアデザイン研修 ・女性職員のキャリアアップ支援研修 ・メンター養成研修	総務局

施策⑧ 地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大

重点施策

地域活動の担い手不足や参加者の減少が深刻化する一方で、地域社会の直面する課題やニーズは複雑かつ多様になっています。地域活動の活性化を図るためにも、男女平等参画の視点を取り入れ、さまざまな人材や主体が携わることの必要性について理解促進を図ります。

また、そうした学習機会を広く提供することにより、地域活動における方針決定過程への女性の参画を促進します。

主な取組		事業内容	所管局
32	地域活動の委員における方針決定過程への女性の参画促進	女性委員の方針決定過程への参画についての理解と周知を図るため、男女平等参画に関する啓発の実施 ・学区委員長女性比率 7.9%(令和6年度) ・学区民生委員・児童委員協議会会長女性比率 62.2%(令和6年度) ・保健環境委員学区会長の女性比率 47.0%(令和6年度)	スポーツ市民局 健康福祉局 健康福祉局
33	地域活動における女性リーダー育成のための学習機会の提供	団体・グループの女性のリーダーや指導者、指導者候補を対象にした研修等の実施 ・女性国内研修の実施 ・女性学習団体リーダー研修会の実施 ・女性団体指導者研修会の実施 ・女性学習活動研究の促進 ・女性団体への支援(事業共催、事業補助)	教育委員会

施策⑨ 企業等における女性の方針決定過程への参画拡大

企業等における女性管理職比率については、業種や従業員規模等により差がみられます。こうした状況を踏まえ、女性の方針決定過程への参画拡大を、主体的、積極的にすすめる企業が市域全体に広がるよう、啓発や支援に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
34	女性の活躍推進企業認定・表彰制度	女性の活躍推進に取り組む企業の認定・表彰等 ロールモデルや職域拡大の先駆者となっている女性の表彰	スポーツ市民局
35	企業向け意識啓発	企業を対象とした女性の活躍推進セミナー等の実施	スポーツ市民局

方針4 働き方改革と女性活躍の推進

育児や介護をはじめとするライフイベントや健康上の課題等を理由に不本意に離職することなく、仕事と育児・介護・社会活動等を含む生活とを両立しながら、キャリアを形成し、能力を十分に発揮できるよう、すべての人にとって働きやすい環境づくりが求められています。

しかしながら、出産等を契機とした女性の非正規雇用化がみられるなど、特に女性において両立のしづらさや着実なキャリア形成が困難となる状況があります。

そのため、長時間労働の削減、多様で柔軟な働き方の実現といった、誰もが働きやすい職場づくりに向け取り組むとともに、キャリア形成や就業、起業など働く場における女性活躍の支援に向け取り組みます。

また、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、ハラスメントのない職場風土の醸成等に関し、雇用主や管理職等への意識啓発をすすめるとともに、働く人に必要な情報を提供します。

施策⑩	雇用主及び労働者(管理職、従業員等)への男女平等に向けた啓発
施策⑪	働く場における女性活躍に向けた支援
施策⑫	仕事と健康課題との両立の支援
施策⑬	仕事と育児・介護との両立支援等に向けた事業者への支援

成果指標

	指標	現状値	目標値
指標9	女性の活躍推進企業認定・認証数	258社 (令和6年度)	385社 (令和12年度)
指標10	子育て支援企業認定数	273社 (令和6年度)	359社 (令和12年度)
指標11	ワーク・ライフ・バランス推進企業認証企業数	296社 (令和6年度)	385社 (令和12年度)
指標12	市男性職員の育児休業取得率 ※消防局・教員委員会を除く	77.3% (令和6年度)	100% (令和11年度)

施策⑩ 雇用主及び労働者(管理職、従業員等)への男女平等に向けた啓発

重点施策

女性が能力を発揮して活躍し、男女がともに働きやすい職場づくりに取り組む企業を認定・表彰するとともに、こうした取組が中小企業を含めた企業において促進されるよう、好事例等を積極的に発信します。また、固定的な性別役割分担意識等の解消に向けて企業における意識啓発に取り組むとともに、法令や社会保障制度等、労働者が安心して働くために必要な情報や働きやすい職場環境づくりに向けて企業等へ情報を提供します。

主な取組		事業内容	所管局
(34)	女性の活躍推進企業認定・表彰制度	女性の活躍推進に取り組む企業の認定・表彰等 ロールモデルや職域拡大の先駆者となっている女性の表彰	スポーツ市民局
(35)	企業向け意識啓発	企業を対象とした女性の活躍推進セミナー等の実施	スポーツ市民局
36	女性活躍・両立支援に関する好事例の発信	女性活躍に取り組む企業の好事例を女性活躍応援企業見える化サイトで発信	スポーツ市民局
		子育て支援に取り組む企業の好事例を市公式ウェブサイトで発信	子ども青少年局
37	労働等に関する相談事業	労働条件や労働福祉などの労働問題に関する、労働相談の実施	経済局
38	労働等に関する情報の提供	市公式ウェブサイト等における、労働に関する最新の諸法令や制度等の提供	経済局

施策⑪ 働く場における女性活躍に向けた支援

重点施策

働くことを希望する女性へのキャリア形成や就業能力開発の機会の提供、就業に向けた情報を提供します。また、起業等の多様な働き方を選択する女性に対する支援を行うとともに、働く女性のネットワークの形成が促進されるよう取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
39	女性のキャリア形成に関する意識啓発	女性若手・中堅社員向けのキャリア形成に関するセミナーの実施	スポーツ市民局
40	女性の職業能力開発・再就職支援	男女平等参画推進センターにおける、講座の実施	スポーツ市民局
		なごやジョブサポートセンターにおける、求職者への就職準備セミナー等の実施	経済局
		市立大学における、職場復帰等のためのリカレント講座の実施	総務局
41	女性の起業支援	男女平等参画推進センターにおける、講座等の実施	スポーツ市民局
		新事業支援センターにおける、中小企業診断士等専門家による創業に関する相談等の実施	経済局
42	自営業等に従事する女性への支援	愛知県農村生活アドバイザー認定事業 女性の農業への主体的参画と職業能力の向上を図るため、認定農業者へ家族協定締結を推進	緑政土木局

施策⑫ 仕事と健康課題との両立の支援 重点施策

性別や年齢に応じて男女が抱えるさまざまな心身に関わる健康課題について、望まない離職を避け、安心して働くことができるよう、仕事と健康課題の両立に向けた企業の取組を促進するとともに、働く人の健康を支援します。

主な取組		事業内容	所管局
43	企業への健康経営に向けた啓発事業	仕事と女性の健康課題の両立に取り組む企業の好事例を女性活躍応援企業見える化サイトで発信	スポーツ市民局
		なごや健康経営推進事業 ・中小企業への健康経営導入支援 ・民間事業者と連携した企業等への健康経営に関するメニューの提供	健康福祉局
(8)	性差に応じたがん対策	性差に応じたがんの早期発見・早期治療促進のため、がん検診・健康教育等を実施 がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・前立腺がん検診 ブレスト・アウェアネス啓発事業	健康福祉局
(9)	生涯にわたる健康教育・健康支援	女性の健康相談窓口の設置	健康福祉局
		女性を対象としたレクリエーションスポーツ事業の実施	スポーツ市民局

()は再掲

施策⑬ 仕事と育児・介護との両立支援等に向けた事業者への支援

女性も男性も、仕事と育児・介護・社会活動等を含む生活との両立に大きな困難をきたすことなく働き続けることができるよう、両立支援や長時間労働の改善、多様で柔軟な働き方などに関する情報提供を行うとともに、企業等における取組みを促進します。また、「共働き・共育て」推進の観点から、男性の育児休業の取得率向上など、企業等における男性の育児参画の取組みを促進します。

市役所においては、企業等の取組を率先する立場となるべく、職員の両立支援等に向けた取組とともに、「男性育休は当たり前」を前提とし、短期的な育児のための休暇取得ではなく、男性の長期の育児休業取得を推進します。

主な取組		事業内容	所管局
44	子育て支援企業認定・表彰制度	子育て支援企業認定・表彰制度	子ども青少年局
45	ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度	ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度	経済局
46	企業への両立支援等に向けた啓発事業	男女平等参画推進センターによる、企業向け講座の実施 なごや人材サポートデスクによる、働きやすい職場環境づくり等に関する企業向け相談の実施 なごや人材サポートデスクによる、働きやすい職場環境づくり等に関する企業向けセミナーの実施 中小企業等を対象とした労働に関する出前講座の実施	スポーツ市民局 経済局

主な取組		事業内容	所管局
47	市役所における両立支援の推進	<p>子育て支援制度や取組の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職員子育て支援ハンドブック」の改訂・配布 ・職員研修の実施 ・イクボス宣言、イクボス宣言職場の実施 <p>安心して出産・育児をするための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のびのび子育てマイプランの活用、面談の実施 ・職員をサポートする体制の整備 <p>男性職員に対する子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の育児に対する意識向上 ・育児経験のある男性職員のロールモデルの発信 <p>働きやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得時等の代替措置の充実 ・ICT を活用したワークスタイルへの変革 ・長時間労働の是正に向けた取組の実施 ・介護休暇 ・旧姓使用の実施 	総務局

方針5 ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大

ライフステージに応じて仕事と生活の調和を図りながら働き、家事・育児・介護などに主体的にかかわることや、地域などの様々な活動に参加し役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられます。

性別にかかわらず希望する働き方が選択できるよう、子育て支援や介護支援の充実に取り組むことにより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

特に、女性の両立のしづらさやキャリア形成が困難となる要因には、女性への家事・育児等の負担の偏りがあることから、誰もが家庭生活において主体的な役割を果たせるよう、男性の家事・育児・介護等への参画を促進するための取組を進めます。

また、生涯にわたる自立した生活の維持や社会的孤立の防止、そしてこれまで培ってきた経験や知識を社会に活かすという観点から、高齢期における就業や社会参画を支援します。

施策⑭	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた家庭生活への支援
施策⑮	男性の家事・育児・介護等への参画促進
施策⑯	高齢期における男女の就業・社会参画支援

成果指標

	指標	現状値	目標値
指標 13	平日 1 時間以上家事を行う有職男性の割合	32.0% (令和 6 年度)	40% (令和 11 年度)
指標 14	仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	36.3% (令和 6 年度)	43% (令和 12 年度)

施策⑭ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた家庭生活への支援

誰もが安心して働き続けられるよう、子育て支援の充実に加え、高齢化の進展に伴い重要性が高まる介護支援についても、利用者やその家族のニーズにあった介護サービスが受けられるよう、サービスの充実や周知に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
48	職場復帰準備セミナー	男女平等参画推進センターにおける職場復帰準備セミナーの実施	スポーツ市民局
49	保育所等利用待機児童対策	保育所等の整備	子ども青少年局
50	多様な子育て支援事業	子ども・子育て支援センターの運営 のびのび子育てサポート事業 休日保育事業 延長保育事業 夜間保育事業 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業 一時預かり事業 ・一時保育事業 ・リフレッシュ預かり保育事業(公立保育所) ・24時間緊急一時保育事業 病児・病後児デイケア事業 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) エリア支援保育所事業 母子健康手帳の交付(「母性健康管理指導事項連絡カード」、「父親の育児参加」等の普及啓発内容を掲載)	子ども青少年局

主な取組		事業内容	所管局
50	多様な子育て支援事業	市立幼稚園における幼児教育の質向上	教育委員会
51	放課後児童健全育成事業の推進	留守家庭児童健全育成事業 トワイライトルームの実施	子ども青少年局
52	介護を必要とする方とその家族への支援	施設・居住系サービスの整備や、在宅サービスの充実による、介護サービスの提供体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介護保険に関する幅広い情報や、介護保険サービス事業者を適切に選択できるよう事業者情報などを「NAGOYA かいごネット」により提供	健康福祉局

施策⑮ 男性の家事・育児・介護等への参画促進

重点施策

共働き世帯の増加や、世帯構造の変化等に伴い男性介護者が増加する中で、男性が生涯を通じて家事・育児・介護等に参画することの重要性はますます高まっています。

男性の参画を促進するため、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発や、家事、育児や介護等に関する知識や技術を習得するための学習機会の提供に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
53	男性の家事・育児への参画支援	男性の家事・育児等参画促進に関する意識啓発	スポーツ市民局
		家庭における家事、育児等の男女平等参画促進のためパパママ教室を実施	子ども青少年局
		妊婦とその夫等を対象に、妊娠、出産、育児に関する保健知識の普及、相談及び地域の仲間づくりを推進するため両親学級を実施	
		父親の育児への参画意識を高めるための講座や父親と子どものふれあいを目的とした講座やイベントの実施	
53	男性の家事・育児への参画支援	市内各所で開催する父親向け講座への講師派遣	教育委員会
		各区生涯学習センターにおける、家庭・地域での男性の参画を促進する講座の実施	
54	男性の介護への参画支援	企業から保護者である従業員へ「親学」にふれる機会を提供する、親学推進協力企業制度の実施	スポーツ市民局
		男女平等参画推進センターにおける、講座の実施	
		介護方法や介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための家族介護者教室の実施	健康福祉局

主な取組		事業内容	所管局
54	男性の介護への参画支援	認知症の方を介護する家族への支援事業の実施 ・家族教室 ・家族サロン ・医師の専門相談 ・認知症サポーター養成講座 認知症の方を介護する家族ピアサポート推進事業の実施 ・家族支援プログラム ・家族交流会	健康福祉局

施策⑯ 高齢期における男女の就業・社会参画支援

重点施策

高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、社会の担い手として生きがいをもって活躍できるよう、高齢期のニーズに応じた多様な就業機会の提供や、仲間づくりを含む地域社会への参画を支援します。

主な取組		事業内容	所管局
55	高齢者の就業支援	男女平等参画推進センターにおける講座の実施	スポーツ市民局
		<p>高齢者就業支援センターにおいて、就業に関する相談や情報提供、技能講習等を実施し、就業を支援</p> <p>シルバー人材センターにおいて、高齢者に適した臨時的・短期的な仕事を会員に提供</p>	健康福祉局
56	高齢者の社会参画支援	老人クラブ活動の促進	健康福祉局
		<p>鯉城学園において高齢者の生きがいを高め、地域活動の推進的役割を果たすことのできる人材を育成するため、学習の場を提供</p> <p>福祉会館において地域における高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動の場等を提供</p> <p>学区において、困りごとを抱えた高齢者とボランティアとして地域の中で手助けする元気な高齢者等をつなぐ仕組みづくりを推進</p> <p>・地域支えあい事業の実施</p>	
57	高齢者に対する相談事業	いきいき支援センターや高齢者虐待相談センター等において、相談事業を実施	健康福祉局

方針6 地域における男女平等参画の促進

活力ある持続可能な地域づくりのためには、多様な人材が参画し、一人ひとりが個性と能力を発揮して活躍できることが重要です。男女平等参画の視点は、働く場や家庭だけでなく、地域活動においても欠かせないものです。一方で、地域活動においては、担い手の確保や高齢化が課題となっており、地域課題やニーズも多様化しています。こうした状況を踏まえ、地域活動における男女平等参画の促進に取り組みます。

また、大規模災害の発生は、すべての人の生活を脅かしますが、特に女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。過去の大規模災害では、男女平等参画の視点が十分に取入れられていなかったことから、避難所等において性別による役割の固定化や、性別等によるニーズの違いへの配慮不足、さらには性暴力などにより安全・安心が確保されないといった様々な課題が生じました。本市では、こうした課題に対応するため、地域防災計画等に対策を盛り込むなど、男女平等参画の視点を踏まえた防災における取り組みを進めてきました。南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害への対応が求められるなか、男女平等参画の視点を取り入れた防災の取り組みをさらに進めるとともに、地域への浸透を図っていきます。

施策⑰ 地域活動における男女平等参画の促進

施策⑱ 防災における男女平等参画の促進

成果指標

	指標	現状値	目標値
指標15	地域活動の委員(区政協力委員・災害対策委員)の女性比率	20.9% (令和6年度)	25% (令和12年度)
指標16	名古屋が子育てしやすいまちだ と思う人の割合	79.5% (令和7年度)	86% (令和12年度)

施策⑰ 地域活動における男女平等参画の促進

固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な市民が地域活動に参画し、地域の活性化につながるよう、社会環境の変化に合わせて市民の主体的な取組を促進します。

主な取組		事業内容	所管局
58	地域活動における男女平等参画の啓発	地域コミュニティ活性化の推進 ・コミュニティ交流会の開催 ・大学と連携し、学生に地域活動に参加する場所を提供	スポーツ市民局
		男女平等参画についての理解と周知を図るための啓発の実施 ・区政協力委員女性比率 20.9%(令和6年度)	スポーツ市民局
		・民生委員・児童委員女性比率 83.8%(令和6年度) ・保健環境委員 女性比率 64.2%(令和6年度)	健康福祉局 健康福祉局
59	地域活動における子育て支援事業	なごやすくすくボランティア事業の実施 ・ボランティア養成講座の実施 ・子育て支援活動への派遣 乳幼児と保護者の相互交流を行う場の設置	子ども青少年局
(50)	多様な子育て支援事業	子育て相互援助活動を支援(のびのび子育てサポート事業の実施)	子ども青少年局
60	NPO 等との連携	男女平等参画推進センターにおける、NPO 等との連携事業の実施	スポーツ市民局
		市民活動推進センターの運営	スポーツ市民局

()は再掲

施策⑱ 防災における男女平等参画の促進

重点施策

災害時に安心して避難生活を送れるよう、避難所運営等において性別によるニーズの違いや、子育て家庭、介護を必要とする家庭、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）、外国人などへの配慮が必要となります。地域防災における女性の参画を促進するなど男女平等参画の視点から地域防災力の向上を図ります。

主な取組		事業内容	所管局
61	男女平等参画の視点からの防災教育・啓発	男女平等参画推進センター等における、講座等の実施	スポーツ市民局
(66)	男女平等参画に向けた意識啓発事業	区における、男女平等参画推進事業の実施	各区
62	男女平等参画の視点からの地域防災力の向上	地区防災カルテを活用した防災活動の推進	防災危機管理局
		防災安心まちづくり事業の推進	消防局
		自主防災組織の活動支援	消防局
		女性消防団員の活躍推進	消防局
		学校における防災教育	教育委員会

主な取組		事業内容	所管局
63	男女平等参画の視点からの避難所運営	<p>地区防災カルテを活用した防災活動の推進</p> <p>男女別のトイレや更衣室等、男女平等参画の視点を取り入れたスペースを平時から選定し、レイアウト図を作成することで、多様な人々に配慮した良好な生活環境の確保に向けた取組を推進</p> <p>性別によるニーズの違い等に配慮した防災備蓄品(生理用品)の整備</p> <p>女性の視点を取り入れた防災啓発冊子を活用した啓発</p>	防災危機管理局
64	災害時における相談支援	被災時の避難所などで発生する女性の悩みや暴力を想定した、研修等による相談体制の強化	スポーツ市民局

分野Ⅲ

男女平等参画意識が浸透した社会の実現

- 「分野Ⅰ性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らす社会」と「分野Ⅱ性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会」を実現するための基盤となるのは、私たち一人ひとりが男女平等参画の視点から意識変革をすることです。
- 市民一人ひとりに男女平等参画の意識が根づくことで、将来を担う子どもたちも性別にとらわれず自分の可能性を信じて成長することができる社会の実現につながります。
- 学校や地域、家庭や企業等あらゆる場において、幼児から高齢者まで幅広い年齢層に対して、男女平等参画の観点からの啓発や情報発信によって、意識の浸透を図ります。

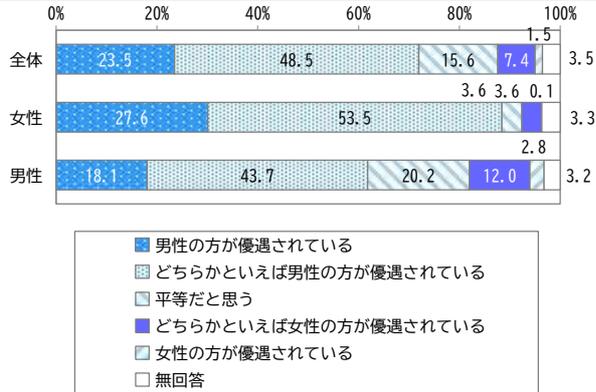
方針7 男女平等参画推進のための意識変革

現状と課題

- 社会全体における男女の地位の平等感は、「男性の方が優遇されている」又は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と思う人の割合が **72.0%** を占めています。
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識について、「反対」又は「どちらかといえば反対」は **67.4%**、「どちらかといえば賛成」又は「賛成」は **31.2%** でした。
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に賛成する理由は、「家事・子育て・介護と両立しながら働き続けることは大変だと思うから」が **52.0%**、「妻が家庭を守っていた方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」が **51.6%** とほぼ同率で最も高く、「夫が外で働いていた方が、多くの収入を得られると思うから」が **33.3%** で続いており、男女ともに典型的な性別役割分担が、親の負担を軽減し、子の成長にもよい等、家族にとって望ましいと考えて「賛成」していることが読み取れます。
- 一方で反対する理由は、「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」と答えた人の割合が **69.2%** と最も高く、続いてで「夫も妻も働いた方が、多くの収入が得られると思うから」 **36.8%**、「男女平等に反すると思うから」 **32.1%** が並んでいます。

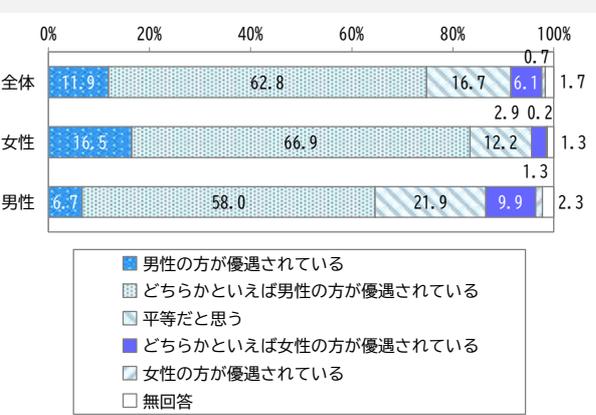
【図表 31】社会全体における男女の地位の平等感
(名古屋市と全国)

●名古屋市



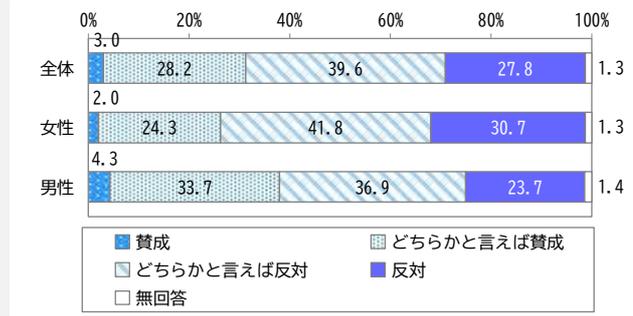
令和7年度 名古屋市総合計画 2028 成果指標に関するアンケート調査

●全国

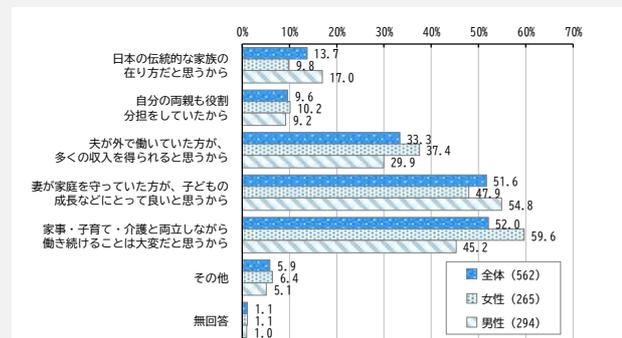


令和6年度 男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)

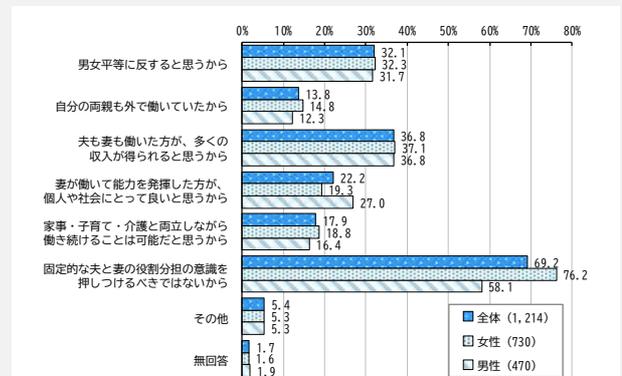
【図表 32】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する意見(名古屋市)



●賛成の理由

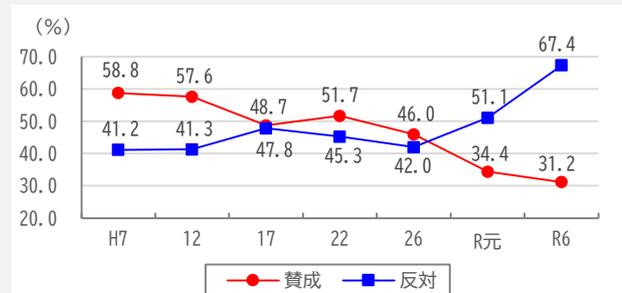


●反対の理由



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

●経年変化



第4～10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

方針7 男女平等参画推進のための意識変革

社会のあらゆる場面において男女が性別にかかわらず主体的に参画していくために、性別による固定的な役割分担意識の解消に引き続き取り組んでいく必要があります。

これまでの名古屋市の基礎調査の経過比較によれば、固定的な性別役割分担意識は解消へ向かっている一方で、こうした意識の変化は家庭生活や職場での男女の地位の平等感に結びついていない状況です。

社会全体の意識変革を進めていくためにも、学校・家庭・地域・企業などあらゆる場面を通じて、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした男女平等参画を進めるための啓発に取り組みます。

また、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は女性だけ男性だけの問題ではなく、誰もが影響を受け、誰もが持ちうる問題です。一人ひとりが自分ごとと捉え、男女平等参画意識が浸透するような取り組みが必要です。

施策⑱	男女平等参画推進に関する広報・啓発
施策⑲	メディア社会における性別に係る人権侵害の解消に向けた啓発
施策⑳	学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進
施策㉑	地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進
施策㉒	男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供

成果指標

	指標	現状値	目標値
指標17	社会通念・慣習・しきたりにおける男女の地位の平等感	13.2% (令和6年度)	15% (令和11年度)
指標18	イーブルなごや(名古屋市 男女平等参画推進センター・女性会館)講座受講者の理解度	90.6% (令和7年度前期講座分)	95% (令和12年度)

施策⑱ 男女平等参画推進に関する広報・啓発

重点施策

固定的な性別役割分担意識等の解消に向けて、市民一人ひとりの男女平等参画への関心が高まるよう、男女平等参画推進センターを中心に意識啓発に取り組みます。

また、男女平等参画を推進する関係団体と連携・協働して情報発信に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
65	男女平等参画推進センターによる情報発信	男女平等参画推進センターにおける、ウェブサイトや講座の実施等を通じた、情報発信	スポーツ市民局
66	男女平等参画に向けた意識啓発事業	区における、男女平等参画推進事業の実施	スポーツ市民局
		市公式ウェブサイト「男女平等参画」における、情報発信	
		なごや人権啓発センター(ソレイユプラザなごや)における、男女の人権を始めとした様々な人権分野に関する啓発の実施	スポーツ市民局
		女性会館、各区生涯学習センターにおける、講座、事業等の実施	教育委員会
67	男女平等参画に係る図書館資料室等の運営	女性会館における、図書館資料室等の運営	教育委員会
68	男女平等参画についての職員研修	男女平等参画に関する職員研修 ・新規採用者研修 ・5年目職員研修 ・課長補佐昇任研修 ・新任課長研修 ・人権指導者養成研修	総務局
		市職員向け研修資料「職員向け男女平等参画リーフレット」を作成、活用	スポーツ市民局
69	国際理解促進についての情報提供・啓発	男女平等参画推進センターにおける、情報提供・啓発等	スポーツ市民局

施策⑳ メディア社会における性別に係る人権侵害の解消に向けた啓発

メディアやインターネットを通じて発信される様々な情報は、人々の意識や社会に大きな影響力を与えることから、これらの情報を男女平等参画の視点から適切に収集し、理解することが、主体的に生きていく上での基礎となります。

特に、スマートフォンの普及により SNS 等が身近な存在となり、人権を侵害する表現や情報が流通して、性暴力や性犯罪につながるケースもみられるなど、インターネット上での性別にかかわる人権侵害が顕在化しています。さらに、生成 AI⁸の日常的な利用が急速に拡大する中で、無意識のうちにジェンダー・バイアス⁹を含む情報が拡散されるリスクも高まっています。

こうした状況を踏まえて、若年層のメディア・リテラシー¹⁰向上や男女平等参画の視点に配慮した広報について取組みをすすめます。

主な取組		事業内容	所管局
70	青少年を取り巻く有害環境等への対応	青少年育成市民会議の活動推進 ・青少年と社会環境に関する懇談会の実施 ・青少年育成市民大会の開催 ・インターネットの安心・安全利用等の周知	子ども青少年局
		インターネット上における誹謗・中傷等におけるいじめ防止対策の推進 ・ネットパトロールの実施 ・学校からの相談に対応する窓口の設置 SNS等を活用した報告・相談体制の構築 児童生徒の情報モラル教育及び保護者、教職員を対象とした研修会・セミナーの実施	教育委員会
71	メディア・リテラシー向上のための啓発	なごや人権啓発センター(ソレイユプラザなごや)における、展示及び啓発冊子の配布、講演会等の実施	スポーツ市民局
		女性会館、各区生涯学習センターにおける、講座、事業等の実施	教育委員会

⁸ 生成 AI：文章、画像、プログラム等を生成できる人工知能技術の総称

⁹ ジェンダー・バイアス：性差に関する偏見

¹⁰ メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じ、コミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと

主な取組		事業内容	所管局
72	広報物ガイドラインの活用	男女平等参画の視点からの公的広報物ガイドライン研修の実施 イラスト集を作成し庁内向けウェブサイトを通じて提供	スポーツ市民局
73	広報事業者への啓発	名古屋市男女平等参画推進会議(イコールなごや)を通じた、メディア関係者への働きかけ、情報提供	スポーツ市民局

施策⑳ 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進

重点施策

性別にかかわらず個性と能力を発揮できるようにするためには、思考に柔軟性のある子どもの頃から、性別による固定観念にとらわれない生き方や働き方を示すことが重要です。子どもたちが、進路やキャリア等において多様な選択、自己形成ができるよう、教育の場における取組をすすめます。

また、子どもたちの身近な存在である教員等の意識改革は極めて重要であることから、研修等をとおして男女平等参画の理解と意識の向上を継続的に図ります。

主な取組		事業内容	所管局
74	男女平等教材を活用した教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 幼児から若年層までの発達段階に応じた男女平等参画に関するハンドブックの配布・活用等 ・中学生向け男女平等ハンドブックの配布・活用 ・小学生向け男女平等ハンドブックの配布・活用 ・保護者保育者向け幼児期の男女平等参画啓発資料の市公式ウェブサイト等での周知 ・若年層向け男女平等参画ハンドブック・ポスターの作成・配布・活用 	スポーツ市民局 教育委員会
75	キャリア教育等の推進	子ども一人一人の自分らしい生き方を 実現する力を育てるための、体系的・系 統的なキャリア教育の推進と、個別最適 化されたキャリアサポートの実施 ・カリキュラムを踏まえた「キャリアタイ ム」の実施 ・キャリア教育推進センターの運営 ・「キャリアナビゲーター」の全中学校、 高等学校、特別支援学校への配置	教育委員会
		若年層向けに固定的な性別役割分担意 識等の解消に向けた意識啓発の実施	スポーツ市民局
		小中高生起業家人材育成事業における 起業家教育授業等	経済局

主な取組		事業内容	所管局
75	キャリア教育等の推進	名古屋市立大学生インターンシップ派遣 市立大学におけるジェンダー関連科目、男女共同参画に関する科目の実施	総務局
76	男女平等参画の視点からの人権教育	市内小中学校における人権教育推進校による研究活動の推進 指導資料「学校における人権教育をすすめるために～実用編～」等の活用 不必要な男女区別の解消(学級名簿、出席簿、卒業証書台帳、分団名簿等)	教育委員会
77	男女平等参画についての教員等への研修	保育士等の男女平等参画意識向上のための研修 放課後児童支援員等へ男女平等参画の内容を含んだ研修を実施	子ども青少年局
		基本研修・経営研修の実施 幼稚園研修	教育委員会

施策② 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進

家庭生活や地域活動において大人の考えは子どもの価値観にも影響を及ぼすことから、大人自身が固定的な性別役割分担意識や慣習にとらわれず、あらゆる分野に主体的に参画することは、子どもの価値観の形成にも大きな影響を及ぼします。

各区の生涯学習センターや女性会館、男女平等参画推進センター等を拠点として、男女平等参画について大人が地域で学びあう機会を確保します。

主な取組		事業内容	所管局
78	男女の生き方を考える学習 機会の提供	女性会館における、学習相談の実施	教育委員会
		女性会館、各区生涯学習センターにおける、講座の実施	教育委員会
		家庭教育に関する講演会や親としてのあり方について情報交換する場を設け、主体的に家庭教育について考える機会を提供する家庭教育セミナーの実施	教育委員会
79	女性の学習グループ等の支援	女性の自主的な学習活動を定着させるとともに、よりよい学習をすすめる活動を研究を女性の団体、グループ等に委託(女性学習活動研究委託)	教育委員会
		女性会館における、大学と共催した、女性リーダーの育成を図る講座の実施	教育委員会
		女性会館における、学習グループ等の支援 ・なごや女性カレッジの実施 ・グループ活動支援事業	
		イーブルなごや・フェスティバルの開催 ・研修会・交流会の開催	

施策⑳ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供

男女平等参画を推進していくため、社会情勢や市民意識の変化を継続的に調査研究・情報収集し、把握した課題に対応した施策・事業となるよう努めます。

名古屋市で行う各種調査においても、プライバシー保護に配慮しながらも、可能な限り性別データを表示し、男女平等参画の視点から男女別の影響やニーズの違いなど有益となる情報の収集・提供に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
80	男女別統計資料の作成	統計資料の一部として、男女別に集計し、インターネット及び刊行物で提供	総務局
81	調査・研究	男女平等参画に関する基礎調査の実施	スポーツ市民局 各局
		男女平等参画に関する調査・研究に係るデータ公開・活用推進	スポーツ市民局
82	男女平等参画白書の公表	市公式ウェブサイト等で公表	スポーツ市民局

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 附属機関

■ 男女平等参画審議会

男女平等参画推進なごや条例第 22 条に基づく市長の附属機関です。審議会委員は市民、学識経験者、公募委員等により構成されており、市長の諮問に応じて、基本計画及び男女平等参画の推進に関する重要事項について調査審議します。また、施策の実施状況や成果指標の達成状況等について、基本計画の推進状況を評価し、必要に応じて、市長に対して意見を述べます。

■ 苦情処理委員

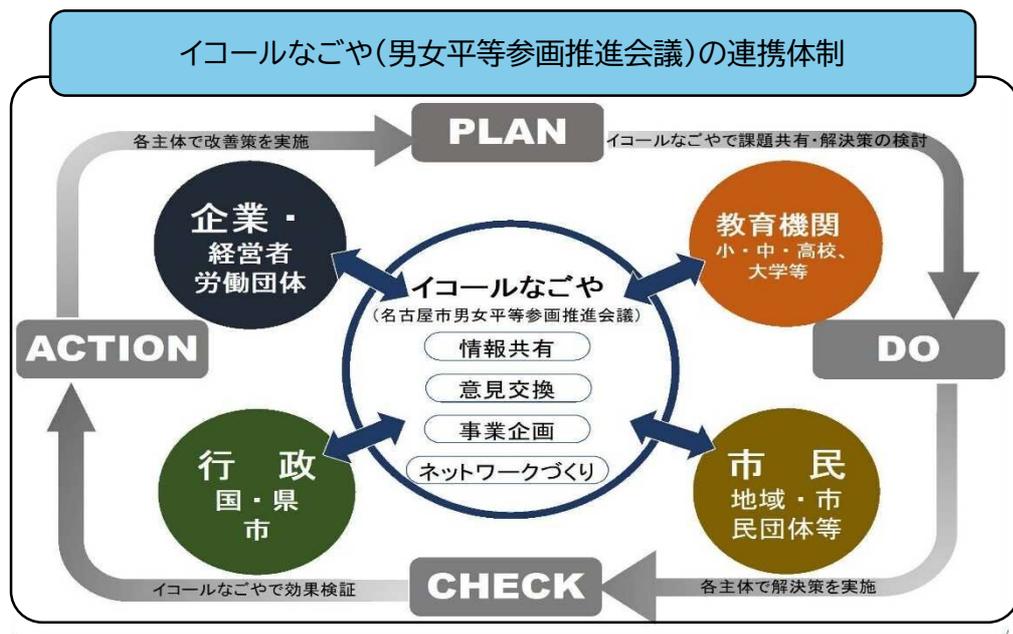
男女平等参画推進なごや条例第 20 条に基づく市長の附属機関です。市が実施する推進施策等に対して、市民や事業者は苦情がある場合に申し出ることができます。苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要に応じて助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができます。

(2) 企業、教育機関、行政、市民等との連携による推進

■ 男女平等参画推進会議(イコールなごや)

男女共同参画社会の形成の促進及び名古屋市の基本計画の推進を図ることを目的として設置された会議で、さまざまな分野の市民や団体から構成されます。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第 27 条に規定する協議会に位置付けられています。



(3) 市内の推進体制

■ 男女平等参画推進協議会

男女平等参画の推進機関である副市長をトップとした「男女平等参画推進協議会」において、施策の推進に向け全庁的な取組を図るための庁内会議です。

■ 男女平等参画推進センター(イーブルなごや)

男女平等参画推進なごや条例第 21 条に基づく男女平等参画施策の推進の拠点施設として、平成 15 (2003) 年に男女平等参画推進センターを開設し、情報提供や交流事業、講座、相談事業等を総合的に実施しています。

平成 26 (2014) 年には男女平等参画と女性教育に係る事業及び運営を一体的に行うために女性会館へ移転し、「イーブルなごや」¹¹という愛称のもと、さまざまな取組を実施しています。

今後も定期講座や市民交流事業の開催などを通じて、若年層も含めた幅広い市民や、市民団体等の利用・交流につなげていくことが、男女共同参画社会の実現に大きく寄与していくものと考えます。男女平等参画推進センターにおける事業展開にあたっては、女性会館等と連携した実効性ある充実した事業実施に努め、拠点機能の充実を図ります。

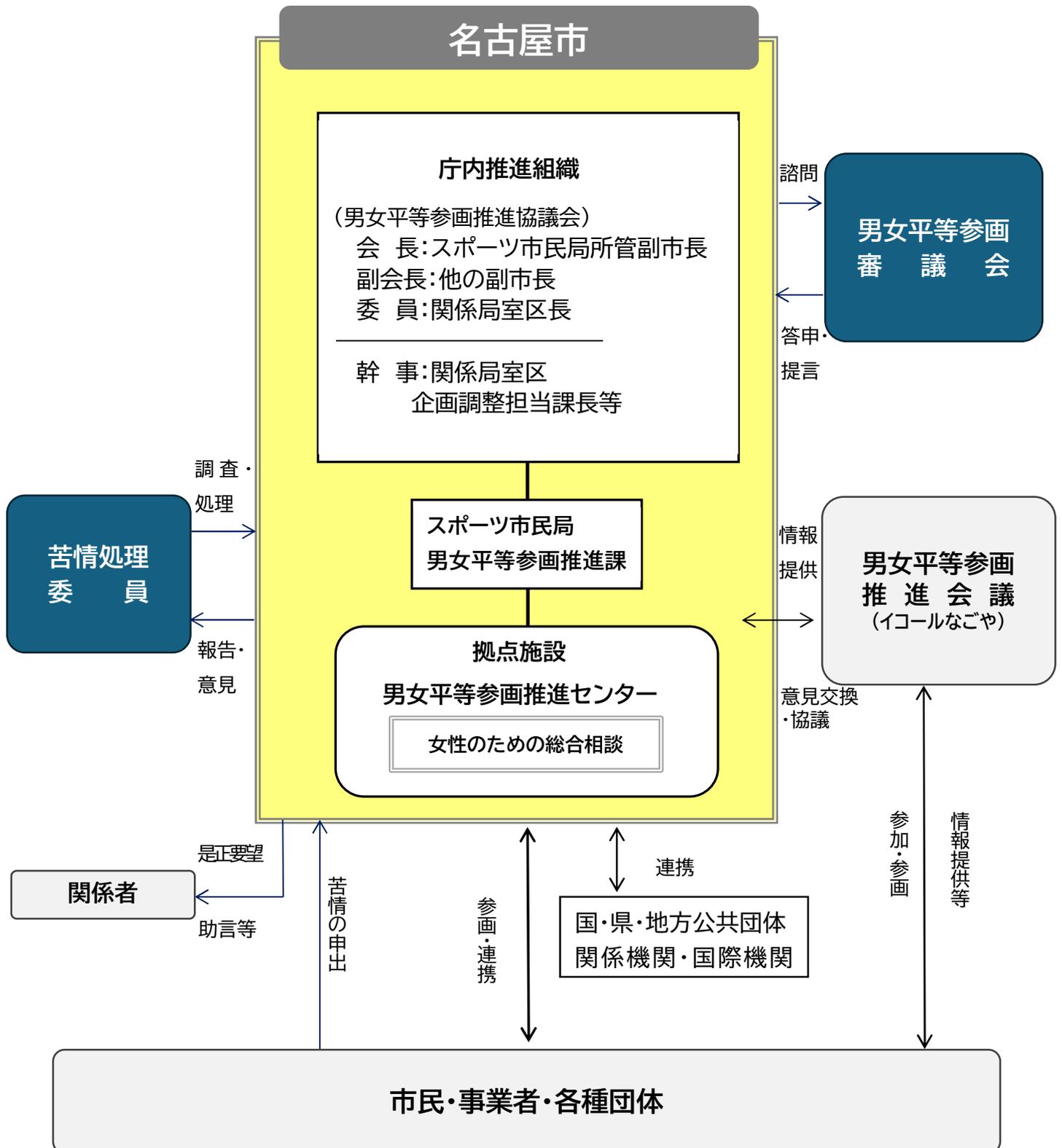


¹¹ 「イーブルなごや」：イーブルは、「対等」や「公正・公平」を意味する「イーブン (EVEN)」と、「できる・可能である」という意味の「エイブル (ABLE)」を組み合わせた言葉「イーブル (E-ABLE)」で、施設の目的にふさわしく、呼びやすい愛称として一般公募により名付けられた。

(4) 推進体制図

男女平等参画推進なごや条例

男女平等参画の推進



名古屋市男女平等参画基本計画 2030(案)

令和 8 年 1 月

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課

電話 (052)972-2234

FAX (052)972-4206

電子メール a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp